

平成 3 0 年 9 月 1 1 日

平成 3 0 年 第 3 回 和 東 町 議 会 定 例 会

(第 1 号)

和 東 町 議 会

平成 3 0 年 第 3 回 和 東 町 議 会 定 例 会

会 議 録 (第 1 号)

招 集 年 月 日 平 成 3 0 年 9 月 1 1 日 (火)

招 集 の 場 所 和 東 町 議 会 議 場

開 閉 議 日 時 開 議 午 前 9 時 3 0 分

閉 議 午 後 4 時 5 0 分

出 席 議 員 (1 0 名)

1 番 吉 田 哲 也 2 番 藤 井 清 隆

3 番 村 山 一 彦 4 番 井 上 武 津 男

5 番 岡 田 泰 正 6 番 岡 本 正 意

7 番 畑 武 志 8 番 竹 内 き み 代

9 番 小 西 啓 1 0 番 岡 田 勇

欠 席 議 員 (0 名)

な し

職 務 の た め 議 場 に 出 席 し た 者 の 氏 名

事 務 局 長 島 川 昌 代

書 記 今 西 靖

地方自治法第121条の規定により、説明のため議会に出席した者の職氏名

町長	堀 忠 雄
副町長	奥 田 右
総務課長	岡 田 博 之
地方創生担当課長	草 水 清 美
地域力推進課長	犬 石 剛 史
人権啓発課長	井 上 順 三
税住民課長	細 井 隆 則
福祉課長	北 広 光
診療所事務長	久 保 順 一
農村振興課長	東 本 繁 和
建設事業課長	馬 場 正 実
会計管理者兼会計課長	瀧 村 幸 代

議 事 日 程	別 紙 の と お り
会 議 に 付 し た 事 件	別 紙 議 事 日 程 の と お り
会 議 の 経 過	別 紙 の と お り
会 議 録 署 名 議 員	7 番 畑 武 志
	8 番 竹 内 きみ代

議事日程（第1号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 閉会中の委員会調査報告及び広域連合議会の報告
- 日程第 5 一般質問
- 日程第 6 認定第 1号 平成29年度和東町一般会計歳入歳出決算認定について
認定第 2号 平成29年度和東町湯船財産区特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 3号 平成29年度和東町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 4号 平成29年度和東町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 5号 平成29年度和東町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 6号 平成29年度和東町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 7号 平成29年度和東町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 承認第 9号 専決処分の承認を求めることについて
平成30年度和東町一般会計補正予算（第2号専決）
- 日程第 8 議案第33号 （仮称）お茶の駅和東（グリーンティ和東）整備工事請負契約の締結について
報告第 7号 健全化判断比率及び資金不足比率に関する報告書

報告第 8号 平成29年度城南土地開発公社決算に関する報告書

午前 9 時 3 0 分開会

○議長（岡田 勇君）

本日はご苦勞さまです。

初めに、去る 6 月 1 8 日に発生した大阪北部地震、7 月から 9 月にかけて発生した台風による暴風雨の被害、また、9 月 6 日未明に発生した北海道地震などの自然災害により犠牲となられました方々にご冥福をお祈りし、被災された多くの方を初め、支援にご尽力いただいている方々に心よりお見舞い申し上げます。

なお、本定例会及び決算委員会におきましてもクールビズを適用のため、ネクタイ・上着の着用は自由といたします。各自調整をお願いしたいと思います。

それでは、ただいまから、平成 3 0 年和東町議会第 3 回定例会を開会いたします。

町長挨拶。

○町長（堀 忠雄君）

皆さん、おはようございます。

平成 3 0 年第 3 回和東町議会の定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆様方には全員ご出席をいただきましてありがとうございます。

最初に、議長のほうからもご報告がありましたように、このところ大きな地震が起こっております。特に、過日の北海道地震では震度 7 を超えるという大地震でありました。多くの方が亡くなられてお悔やみ申し上げますとともにですね、一日も早い復興を願っているところであります。

また、和東町におきましても、台風 2 1 号により、最近ではなかった長時間にわたって停電をしたと、こういう経験をさせていただきました。こうしたことを受けて、私は日ごろから防災、安心のための行政の大事さを痛感させられました。これからもそういった観点から行政を進めてまいりたいと、このように思っているところでもあります。

さて、今回の定例議会でございますが、ご案内のとおり、平成 2 9 年度の決算、そ

れと災害等に向けての専決をさせていただきました補正予算、また、お茶の京都の中心になりますグリーンティの改修事業の契約についての議決をいただく、それと一部基金の廃止等多くの内容で予定をさせていただいております。

どうか皆様方におかれましては慎重なご審議をいただきまして、いずれにいたしましても、全議案におきましてご承認を賜りますことを切にお願いいたしまして、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

日ごろは議員の皆様方には本当に行政にご指導・ご協力を賜っていることをここにお礼を申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いたします。

○議長（岡田 勇君）

本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、7番、畑 武志議員、8番、竹内きみ代議員を指名いたします。

以上の両議員に差し支えのある場合には、次の議席の議員をお願いいたします。

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から9月26日までの16日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、今期定例会の会期は、本日から9月26日までの16日間と決定いたしました。

日程第3、諸般の報告を行います。

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

おはようございます。

まず、和東町議会平成30年第3回定例会報告書をよろしくお願いたします。

めくっていただきまして、

報告第7号

健全化判断比率及び資金不足比率に関する報告書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成29年度健全化判断比率並びに簡易水道事業特別会計及び下水道事業特別会計に係る資金不足比率を、別紙のとおり監査委員の意見を付けて報告する。

平成30年9月11日報告

和東町長 堀 忠雄

めくっていただきまして、

1. 健全化判断比率でございます。

実質赤字比率、連結実質赤字比率につきましては、該当がございません。

実質公債費比率11.1%、将来負担比率79.5%。

次に、2. 資金不足比率でございます。

簡易水道事業特別会計、該当ございません。

下水道事業特別会計、該当ございません。

次ページ以降に健全化判断比率、資金不足比率の算定に係る資料をつけさせていただいております。その後に監査委員様の審査意見書を添付させていただいておりますので、また、お目通しいただきたいと思っております。

続きまして、報告第8号でございます。

報告第8号

平成29年度城南土地開発公社決算に関する報告書

平成30年9月11日報告

めくっていただきまして、平成29年度城南土地開発公社決算に関する報告書でございます。

議案第1号、平成29年度城南土地開発公社事業報告決算認定についてということで平成30年7月3日に提出されまして、同日認定されております。

次ページ以降に事業報告書、収支報告書、財務諸表、附属明細書、監査報告書が添付されておりますので、お目通しいただきたいと思っております。

以上でございます。

よろしくお願い申し上げます。

○議長（岡田 勇君）

議長から報告します。

監査委員より、平成30年度第2回・第3回・第4回の出納検査の結果の報告がありましたので、結果報告の閲覧を希望の議員は、事務局にてごらんください。

また、会議規則第127条の規定により実施いたしました議員派遣については、お手元に配付しております一覧表のとおりでございますので、ごらんください。

以上で報告を終わります。

日程第4、閉会中の委員会調査報告及び広域連合議会の報告を求めます。

初めに、総務厚生常任委員長、竹内きみ代議員。

○総務厚生常任委員長（竹内きみ代君）

おはようございます。

それでは、総務厚生常任委員会報告をさせていただきます。

本委員会は、8月30日に町長・副町長、関係課長、課長補佐の出席を求め、各課における平成30年度の事業の進捗状況や平成29年度の決算の概要などについて事務調査を行いました。

初めに堀町長から、ことしは記録的な暑さが続いている。台風や大雨による被害も

全国で発生しており、十分心して体制を整えていかななくてはならないと挨拶がありました。

次に、平成30年度の進捗状況の説明があり、一般会計の執行状況は、32億5,820万円の予算額に対し歳入11億6,709万円の収入で、収納率が約36%。歳出は7億9,314万円で、約24%の執行となっている。繰越事業では、歳入で約20%の収納率、歳出では約36%の執行率となっている。

主な課別の事業進捗状況を見ますと、初めに総務課では、ふるさとチョイス掲載事業として、ふるさと応援寄付金を納入しやすい環境整備のためヤフー株式会社と契約し、24時間いつでもクレジット決済ができることになった。既に6月から実施されており、現時点で9万円の寄附があった。災害時におけるトイレ機能確保のため、和東小学校に設置するマンホールトイレについては、既に設計業者と契約を締結している。また、さらなる住民の安全・安心を確保し、災害に対して適切な対応がとれるよう、地域防災計画を見直すため現在事務を進めている。

大学生等奨学金給付事業では、一次募集は7月末現在で4名の申請があり、近々支給を予定している。二次募集受け付けは9月から10月実施予定である。

地域力推進課では、農業振興や観光振興などの地域おこし活動に従事していただいている地域おこし協力隊が1名欠員だったが、8月より新しい隊員が1名加わり、もとの3名体制になった。

8月8日にはお茶サミット2018を開催し、茶産業の今後についての講演やシンポジウム、和東中学校生徒によるおもてなし茶会を実施された。

広域観光推進業務委託では、活性化センターにおいて教育観光等積極的に農泊の受け入れを推進されており、観光入り込み客数の増加を図っている。

また、地方創生推進交付金事業として、新たな特産品の開発やマウンテンバイク等スポーツに親しんでもらうツアーなども企画されており、現在それぞれ事業を進めていると報告があった。

税住民課からは、平成30年度から実施されている子育て支援対策として、18歳までの医療費無償化について、4月から6月までの実績で763件のうち108件、14.2%が高校生の受診で、特に整骨院通院などの柔整については、全体の21件のうち11件、52.4%を高校生が占めている。

また、国民健康保険による人間ドックについては134名の申し込みがあり、9月より受診日の調整をされている。

福祉課からは、介護保険事業において、7月報告分の在宅サービス受給者は153名、施設サービス受給者は77名となっている。

説明の後、各委員からは次のような意見及び質問がありました。

7月から8月にかけての台風12号・20号、大雨警報などの被害状況や避難のあり方、避難所の状況は、介護者や高齢者、身体障害者へのサポートは、また、ことしの猛暑により保育園ではどのような対策を行ったか、B&G海洋センター等公共施設の空調設備の状況や対応は、配食サービス事業の拡充は検討されているか、また、景観条例説明会の周知の方法や内容などについて意見や質問が出されました。

続いて、平成29年度決算の概要について説明を受けました。

平成29年度の決算額は、一般会計歳入32億6,328万円、歳出31億3,464万円で、実質収支1億51万円の黒字となりました。

特別会計においては、6特別会計全体で歳入総額23億5,834万円、歳出総額22億5,376万円、実質収支は1億457万円の黒字となり、全ての会計において黒字決算となりました。

平成29年度の事業については、6月に開催した委員会で決算見込みの詳細説明を受けましたので、本委員会では主な事業内容、係数の確認にとどめ、質疑に入りました。

質疑の内容としては、ふるさと納税について目的を定めた設定をしてはどうか。空き家の特区制度の進め方や町税等の収納率や不納欠損の状況は。また、観光客の増に

より、昨年の観光消費額の伸び率が府内トップとなった。今後、秋に向けてどのような観光コースを検討されているか。また、本町職員における障害者の法定雇用率の状況などについて質問しました。

決算につきましては、後日開催される決算特別委員会で集中審議することにいたしました。また、和束町総合保健福祉施設を整備されるに当たり検討委員会を設置され、基本構想や基本計画策定のスケジュール等について説明を受けました。

このほか、8月5日に除幕式をされた湯船ヴィレッジハウスお試し住宅の現地調査を行い、担当課長からヴィレッジハウスをオープンするに至った経緯や住宅の設備等について説明を受けました。

以上、報告といたします。

○議長（岡田 勇君）

続いて、産業常任委員長、吉田哲也議員。

○産業常任委員長（吉田哲也君）

私のほうからは、産業常任委員会の報告をいたします。

本委員会は、8月28日に、町長、副町長、関係課長、課長補佐の出席を求め、各課における平成30年度の事業の進捗状況や平成29年度の決算の概要などについて事務調査を行いました。

初めに、各課の事業進捗状況について報告があり、一般会計歳入では32億5,800万円の予算に対し36%の収納率となっている。歳出では24%の執行率であった。

その後、農村振興課及び建設事業課から主な事業の進捗状況が報告され、農村振興課では、7月の台風12号で被害のあった運動公園周辺の倒木の処理や29年度からの繰越事業であるグリーンティ和束周辺駐車場整備工事を進めている。

青年就農給付金事業については、現在京都府に申請中である。

また、お茶の駅構想プロジェクト事業としてパンフレットの作成や新商品の開発と

販路拡大における助成金を計上しており、事務を進めている。

生ごみ減量化推進モデル事業として、原山地区に設置している生ごみ処理機の利用状況や今後の方向性は。

和東町においても年々農家数が減ってきているが、現在の営農組合の状況は。

また、野生鳥獣被害総合対策事業では発信器2台を購入し、サルにつけている。9月中ごろには園区内に捕獲おりの設置を予定していると報告がありました。

建設事業課からは、町道山口線拡幅改良工事は既に発注しており、工事を進めている。門前橋の落橋工事は10月下旬以降の予定をしている。

災害害復旧事業では、30年に発生した農地・道路橋梁・河川災害の補助対象分については、それぞれ9月中ごろに査定を受け、10月以降の工事発注となる。補助対象とならない道路橋梁や河川の倒木、落石などの災害は応急的に対応している。また、29年に発生した災害復旧事業の繰り越し分の工事については全て発注しているとのことでした。

以上の報告を受けて各委員からは、農地のパトロールの現状は、三国林道等の管理業務や豊かな森を育てる府民税交付金事業の内容は、お茶の駅プロジェクトの進捗状況は、また、府道木津信楽線の井平尾地内の道路拡幅工事はいつ完成するのかとの問いに、京都府にも早期工事完成を強くお願いしており、今後も要望していくとのことでした。

また、ことしのお茶の入札価格状況について説明があり、ことしの煎茶は29年と比較すると若干価格が上がっている。一方、てん茶においては、大きく下がっている。先日、和東町茶品評会を開催し、その中で、てん茶の栽培・加工技術も上がってきていると高評価をいただいた。近年、全国的にてん茶に取り組んできているので、和東町においても煎茶に取り組むか、てん茶に取り組むか見きわめていかななくてはならないと説明されました。

現地調査では、7月初旬の豪雨で被災した別所地内の道路地すべりなどの調査を行

い、被災の状況や今後の復旧計画などについて担当課長から説明を受けました。

また、平成29年度決算の概要について報告を受け、決算につきましては、9月の決算特別委員会で詳細な説明と審議を行うことでこの日の事務調査を終えました。

以上で報告といたします。

○議長（岡田 勇君）

続いて、広域連合議会の報告を求めます。

初めに、相楽東部広域連合議会、岡本正意議員。

○相楽東部広域連合議会議員（岡本正意君）

おはようございます。

相楽東部広域連合議会平成30年第2回定例会について報告をいたします。

第2回定例会は、去る7月13日に和東町議会議場におきまして開催されました。

閉会中の委員会調査報告の後、一般質問を行い、南山城村の北久保議員、和東町の岡本議員が質問に立ち、北久保議員は、相楽東部広域連合廃棄物処理施設の協定更新について、児童・生徒の安全について、岡本議員は教育費の負担軽減・無償化について、東部クリーンセンターの稼働期限後の対応についてそれぞれ質問しました。

その後、報告第1号、笠置小学校法面保護対策事業685万6,000円を内容とする平成29年度一般会計繰越明許費繰越計算書に関する報告が行われました。

次に、承認第1号、専決処分として、成29年度一般会計補正予算が提案され、全員賛成で可決しました。

次に、議案第4号、広域連合第2次広域計画の変更が提案され、全員賛成で可決しました。

内容は、介護保険法に基づく認知症初期集中支援事業の実施に関する事務を連合の事務に追加するものです。

次に、議案第5号、平成30年度一般会計補正予算が提案され、全員賛成で可決しました。

主な内容は、衛生費での灰搬送装置交換補修、教育費での人件費関係であります。

最後に、同意第2号、地域公平委員会委員の選任について提案があり、和東町の森脇美隆氏の選任について同意いたしました。

以上、相楽東部広域連合議会の報告といたします。

○議長（岡田 勇君）

続きまして、京都地方税機構広域連合議会、竹内きみ代議員。

○京都府地方税機構広域連合議会（竹内きみ代君）

京都地方税機構議会定例会について報告いたします。

京都地方税機構広域連合議会定例会が平成30年8月4日午後1時30分から全員協議会を開催、その後、午後2時から本会議がルビノ京都堀川で開催されました。

日程第1、諸報告では議員の移動報告があり、各市町村議会の議会編成により、今回5名の議員が新しく連合議員になりました。

日程第2では、議席一部変更並びに議席指定が行われました。

日程第3、第4では、会議録署名議員の件並びに会期決定の件、1日間とする。

日程第5、第3号議案、副広域連合長の選任について同意を求める件では、河井規子副広域連合長の辞職及び山内修一副広域連合長の任期満了により副広域連合長が欠員となっており、後任者の選任人事案件が提案され、山内修一副知事及び奥田敏晴城陽市長が全員賛成により副連合長に選任されました。

日程第6、第4号議案、監査委員の選任について同意を求める件では、与謝野町議会選出の家城 功議員が全員賛成により選任されました。

日程第7、第1号議案及び第2号議案、2件を一括議題とし、広域連合長から提案理由の説明がありました。

第1号議案は、京都地方税機構広告式条例一部改正の件について、本議案は、規則交付時に必要となる連合長署名を記名に簡素化するなど、行政事務の簡素化及び効率化を図るための所要の改正を行うものであります。

第2号議案は、平成29年度京都地方税機構一般会計歳入歳出決算を認定に付する件では、歳入総額24億6,671万円、歳出総額24億6,570万円で、実質収支額は101万円の黒字となりました。

また、29年度の徴収業務について、移管を受けた171億円に対して、91億4,400万円を収納したと報告がありました。移管額が前年度に比べると20億3,700万円の減少であるのに対し、収納額は6億6,300万円の減収となったが、移管額に占める滞納繰越額の割合の減少などもあり、収納率は2.3ポイント上昇した。

また、日程第9で議案2件を一括議題とし、質疑・討論の後、第1号議案、第2号議案は、ともに賛成者多数で可決されました。

次に、日程第8、一般質問では、4名の議員が質問されました。

全ての議事日程を終了し、閉会宣言により閉会いたしました。

以上、報告といたします。

○議長（岡田 勇君）

続いて、京都府後期高齢者医療広域連合議会の報告を、私、岡田 勇が議長席より報告をいたします。

京都府後期高齢者医療広域連合議会報告。

平成30年第2回定例会が8月24日午後1時30分より開会されました。

最初に、議席の指定、会議録署名議員の指名があり、次に会期の決定、諸般の報告がありました。その後、広域副連合長の任期満了及び辞職に伴う選任が提案され、新たに亀岡市の桂川孝裕市長と渡辺 隆事務局長が選任されました。

一般質問については、4名の議員から、保険料の軽減措置廃止による負担増の件や短期保険証の交付、医療資源の偏在の是正などについて質問されました。

続いて、承認第1号 平成29年度一般会計補正予算（第2号）では、人間ドック費用助成に係る不用額が発生したため、国庫支出金等3,424万9,000円を減額補正し、予算総額10億6万円に。

承認第2号 京都府後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）では、健康診査補助金の増額等により1,043万3,000円を補正し、予算総額3,390億6,880万3,000円に。

承認第3号 京都府後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）では、療養給付費及び訪問看護療養費の不足分3億5,000万円を高額療養費から組みかえて、予算総額は変更なし。

専決処分3件は、全て承認されました。

続いて、認定第1号 平成29年度一般会計決算では、歳入総額9億9,842万5,407円、歳出総額9億7,554万7,588円で、収支差額2,287万7,819円に。

認定第2号 平成29年度京都府後期高齢者医療特別会計決算では、歳入総額3,491億2,401万6,832円、歳出総額3,383億613万7,996円で、収支差額108億1,787万8,836円。

決算2件は全て認定されました。

続いて、議案第6号 平成30年度京都府後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）では、前年度繰越金7億4,297万7,000円を補正し、予算総額3,386億3,315万4,000円となり、原案どおり可決されました。

続いて、承認第4号 京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例は、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が、平成30年8月1日から施行されたことに伴うもので、原案どおり承認されました。

議案第7号 京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定は、東日本大災害に被災した被保険者に対して、平成30年度保険料を減免、期間延長するための一部改正で、原案どおり可決されました。

最後に、医療費の窓口負担を2倍にしないことや、患者負担をふやさないことを求めて、請願第1号 後期高齢者医療保険料に関する請願書が提出されましたが、不採

扱となりました。

以上、報告といたします。

以上で、報告を終わります。

日程第5、一般質問を行います。

質問時間は、答弁を含み1時間以内といたします。

再質問は、制限時間内の質問を許可いたします。

質問者及び答弁者のご協力をお願いいたします。

答弁は簡潔明瞭に願います。

初めに、村山一彦議員。

○3番（村山一彦君）

議長の許可を得ておりますので、通告に基づき一般質問をさせていただきます。

まず、最初は、家庭菜園に檻を設置すべく、資材購入に対する補助金拠出のお願いです。

野菜づくりはお年寄りの数少ない楽しみです。しかしながら、サルのために収穫はほとんど望めません。私は五、六年前に、小さいですが、メッシュで囲った檻を設置いたしました。それ以後被害はありません。サルも人間のつくった栄養価の高い作物を食わなければ、出産も一年に二度と言うこともなくなり、食物不足になり淘汰されていくものと考えております。少額の補助金で済みます。前例はないと思いますが、ぜひとも実施いただきたくお願いいたします。

次に、災害対策についてお尋ねいたします。

近年、全国的に災害が増加傾向にあります。この9月に入っても台風21号の襲来、北海道地震と大きな被害が出ております。被災者の皆さんの悲しみを見ていますと、何ら変化のない平凡な日々を毎日送れることがいかに幸せなことかと思えます。

さて、和東町は、今、ハザードマップの修正を実施されていると聞いていますが、住民の皆さんにいつごろ届けられるのでしょうか。大きな修正はあるのでしょうか。

答弁願います。

次に、避難所の件についてお尋ねします。

去る台風21号のときには6カ所で避難所設置されましたが、増加計画はありますか。

次に、現在和東町在住の町職員の比率、人員はどのようになっていますか。

大雨、地震により地すべりが起き、孤立することは十分考えられます。大雨は予想できますが、夜の地震は予測不能です。その際、町外職員の出勤は不可能です。大幅な職員減になり役場機能停止の可能性はないのか、答弁願います。

最後になりますが、今、和東町は観光に力を入れており、外国人の方もたくさん来ておられます。いざ災害が起これば役場窓口に押し寄せるケースも十分考えられます。そのために語学力に秀でた職員の配置が必要と考えますが、現状はどうか、答弁願います。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（岡田 勇君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

ただいま村山議員からいただきました一般質問にお答えをさせていただきたいというように思います。

最初に、サル対策であります。

特に、家庭菜園に絞ってご質問をいただきました。具体的な答弁はもう少し後で申し上げますが、基本的な考え方、特に和東町では高齢化してきております。高齢化してきていることによってその人たちが働く場、この家庭菜園で大きなその元気をいただく内容となっております。そればかりか、農作業を通じて有害鳥獣の問題は本当に大きな問題となっております。

そこで、従来の有害鳥獣対策というのは、国庫事業とか、いろんな補助事業を受け

て対応してまいりました。ここには和東町にそんだけ大事だと言いながら、施策を打って行く上においては非常に難しさがありました。それは何かと申しますと、補助対象を受けていこうということであれば、ご案内のとおり、やっぱり対象が3軒以上だとか、そういう制限があったものであります。だから、そういう対応をとすると、和東町の実態との中に非常に乖離が出てまいります。それをどう埋めていくのかというのが、所管課の中では大きな課題でありました。

その大きな一つの手段として、ご案内のとおり、各地域、直接、所管課と話をさせていただこうと思ったら、そうしたかたい話が前へ出てまいります。それを何とか実態に合わそうという努力で、営農組合とか区とか、真ん中にそういう団体をお願いいたしまして、そこの対応をして乗り越えてきております。そういうことで、有害鳥獣というのはこれだけではございません。非常にいろんな住民の皆さん、組織の皆さんにもお願いして対策をとっております。

先ほど言われましたように、委員会報告でもありましたように、園区に檻をして広域でとっていこうという問題もあります。これは和東町にとっては大変重要な問題だということをまずもって前段としてお答えをさせていただきたいと。

ここに、今、答弁ありますが、そうすれば1軒で何ぼか野菜をつくっているときに、それは檻にしないとサルが入ってくるんやないか。それはやっぱり今つくっておられるものについてはですね、資材とかいろんな中でお金がかかっているわけでありまして。そういったところを対応してというのは、今、現状ではなかなかできてないのが対策。

今やっておるのは国庫補助金の予算、合わせまして、先ほど言いましたように、積極的な施策を打つためにはですね、住民の要求を全部聞いていこうということで予算を決まるんやなしに、町単費も覚悟で補正予算を組ませていただいておりますというのが現状であります。

今、村山議員から大事なご質問をいただきました。その中にはそういった盲点があ

るわけです。この盲点をどうすべきか。質問でも、すぐさまということはないし、また、前例もないというふうにお話しされておりましたようにですね、ここを何とか、先ほどの1軒でもできてきている和東町は実績を持っており、変な実績というんですか、そういうこともやっております。前向きに取り組むという姿勢からどうすべき方法があるのか。そして、対象がどれぐらいか、もう少し見定めながら検討させていただく時間をいただきたいというように思っております。そういう意味で、すぐさまということになりませんが、ひとつご理解いただきたい。

後でも一般質問出てきておりますように、和東町は高齢者の雇用の場をどう確保するかというような問題の中にも、そういった野菜の栽培、農業に従事する、土に触れる、これは健康にとって大事だということを肝に銘じながら、もう少し時間をいただきながら、そして検討してまいりたいと、このように思っておりますので、よろしく願いいたします。

それと、次に、災害対策であります。

私のほうから基本的な答弁をさせていただきますと、1、2、3、4につきましては課長のほうから答弁をさせていただきます。

まず、防災の基本方針につきましては、町民の命・生命・財産を守り、安全で安心できるまちづくりであると考えております。

特に、災害対策の実施に当たっては、和東町、区や消防団、自主防災組織、住民が一体となって地域の防災力を高め、行政は災害に対して安全な施設を提供し、災害時にはすぐに対応できる体制を整えることとあります。

ことし6月18日の大阪北部地震、7月5日から8日にかけての梅雨前線豪雨、7月28日から29日の台風12号、8月23日から24日の台風20号、そして9月4日から5日の台風21号と、本年度は3カ月もたたない間に警報等が非常に多く発表されました。改めて和東町としての災害対策のあり方をその都度検証するとともに、住民の避難、住民へのさまざまな情報の伝達・周知などを見直すべき点は見直しなが

ら、それぞれの担当部署での経験を積み上げ、次に備えた対策を講じるよう努力しておりますので、ご理解をお願いいたします。

先日の台風21号での被害の状況でございますが、家屋の倒壊等の報告は受けておりませんが、最近では経験をしたことのない強風のため、町内各地で倒木による通行どめ、長時間にわたり町内ほぼ全域で停電が発生いたしました。その影響で上下水道のライフライン対策が課題となりましたので、早急に対応策を検討してまいりたいと、このように考えております。

なお、1から4につきましては担当課長より答弁させますので、よろしく願いいたします。

以上、村山議員の一般質問の答弁とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（岡田 勇君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

それでは、私からは、サル対策として、家庭菜園に檻を設置するための資材購入費に補助金を出していただきたいとのご質問にお答えさせていただきます。

補助金の交付につきましては、先ほど町長の考えを答弁されましたので、私からは、有害鳥獣侵入防止柵事業の概要を説明させていただきます。

和東町で取り組んでいる有害鳥獣侵入防止柵事業は国の補助事業で、和東町有害鳥獣対策協議会が事業主体となり、営農組合等に柵を貸し付けて行っておるものでございます。

対象は3戸以上の農家で、営農組合等を通じて申請を受け付けし、柵は貸し付けしている農家の農地に設置されますが、償却年数が経過すればその農家の所有というような形で取り組んでおります。

また、相楽郡内の市町村での平成30年度におけるこの事業を実施していますのは、

木津川市と笠置町以外の3町村ということになっております。

また、村山議員がご質問の家庭菜園に対して活用できる有害鳥獣防除施設補助金を出しているところにつきましては、木津川市がごございます。単費で行っているようでごございますが、その内容は、電気柵、複合柵、トタン柵、鉄板柵等の施設で、材料単価の上限が1メートル当たり1,600円で、その4割、1,600円でいいますと640円を補助されているというところでごございます。

また、先ほど町長からございましたように、1軒という申請ではございませんで、やはり2軒以上で仮組合を設置していただいているということでごございます。

ただ、上空までそういった形で網を張ってしまうと、よく鉄パイプを組んで上空まで防御されているという施設がごございますけど、そういった制度ではないということで、あくまでも農地を囲うという形の制度でございまして、よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○議長（岡田 勇君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

村山議員の一般質問について答弁をさせていただきます。

まず、最初に、災害対策について、（1）ハザードマップの見直し内容についてでございます。

今年度予定しておりますハザードマップの見直し内容につきましては、国の淀川河川事務所が木津川に係る浸水想定区域を見直しされ、その分、また、京都府が和東川の浸水想定区域を見直されておりますこの部分、そして、土砂災害警戒区域の見直しに係る部分、この3点の最新情報を反映させていただく予定でございます。

和東町のハザードマップには地震と洪水、土砂災害の2種類を作成し、住民の皆さんに配布をしておるところでございます。今年度の修正につきましては、そのうち洪

水・土砂災害に係るものであり、今年度3月末に配布をさせていただきます。

次に、2番の避難場所の認定場所の増加についてでございます。

現在、和東町では9カ所の避難所を指定させていただいております。警報の内容、避難勧告、避難指示等の状況に応じて、避難所の開設場所につきましては調整をさせていただいております。

住民の方々には、その都度、エリアメール、防災行政無線、ホームページ、茶源郷チャンネルによりお知らせをさせていただいているところでございます。

総務課といたしましては、和東町地域防災計画の見直しの中で、浸水被害、土砂災害の危険が少ない公共施設及び地域の集会所や公民館についても避難所として利用できるかを再調査し、検討を進めていく予定でございます。

次に、3番の町職員の和東在住者の比率はについて答弁いたします。

和東町の職員につきましては、町長、副町長の特別職を除きますと86人の職員数となっております。しかしながら、相楽東部広域連合等への出向、また産休・育児休暇等の職員につきましては初動が難しいことから、和東町災害対策本部の業務として従事できる職員につきましては、70人でございます。

警報発令時には、まず災害警戒本部が立ち上げられ、管理職を中心に招集されることとなりますので、管理職員の比率、全体の比率という形で申し上げさせていただきたいと思っております。

主幹以上の管理職職員につきましては、16人中11人が町内在住者で、約69%でございます。全体といたしましては70人中21人が町内在住者となっており、30%でございます。

夜間の地震等の対応につきましては、先ほど申し上げましたように、11人の管理職を中心に業務に当たらせていただく予定でございます。

次に、4番、外国人に対応するため、語学力、特に英語に秀でている職員についてはでございます。

庁舎内で勤務している職員数につきましては52人でございます。このうち大学等で外国語を修学して在職している職員も数名おり、また、現在では、スマートフォンやパソコンの翻訳できるアプリやツールがございますので、それらを活用して対応させていただきたいと思っておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上、村山議員の一般質問の答弁とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○議長（岡田 勇君）

3番、村山議員。

○3番（村山一彦君）

ありがとうございます。

質問に先立ちまして、一つ町長にお聞きしたいんですけどね、以前に読んだ本の中にこんな1節がございました。

役人は前例にないことはしないということがありまして、それは私の頭の中にずっと残っているわけなんですけどね、時代がこんだけころころ変わってくる中においては前例をつくるということも必要ではないかと思うんですが、町長はどのようにお考えになっているかお聞きしたいと思ひまして、ひとつよろしくお願いいたします。

○議長（岡田 勇君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えいたします。

今日的な課題に対応していくためには、前例というのでは間に合わない、このように思っております。

先ほど答弁いたしましたのは、時間をというような話でご質問いただいたと思うんです。農業振興課長は農業振興上で考えております。農業振興上で考えていって、農家にいわゆる制度にのらない1軒とか2軒とか、そういう人の希望にどう応えていこ

うというのは、これは前例にはありません。これは和東町の解釈でやっている。そのときに営農組合にお渡しして、その施設の耐用年数が過ぎてしまえばその営農組合の施設になりますので、1軒であろうが2軒であろうが、営農組合、その中でご自由とは言いませんが、ご利用いただけるようになっております。そういう意味で、もう一つ単費を重ねて拡大していこうとなっていて取り組んできました。

ただいまご質問いただいておりますのは、屋根つきの大きな、そういう建物であろうと。今、言う檻のやつはそこまで対応できております。ほとんど営農組合との話し合いでしていただいたらやっていただいております。ただ、檻まではなかなかその対応に入っていない。これは農業振興という前例にとらわれず、生きがい対策という観点から、先ほど申し上げましたように、和東町の高齢化社会を迎えますので、その方たちの生きがい対策として、新しい事業として考えていける方策はないのか、こういう観点から大事な話ですので、私はそこをもう少し事業とか、どういう事業を計画していくか、樹立するか、そして対象はどこまであるのか、予算的な対応をどうするのか、いわゆるふるさと納税で足りるのか、また本当に純粋な単費でいくのか、地方創生にのせるのか、これも含めながら考えていかないといけない。

これはまさに前例にはない話であります。だから、前例に頼ってまちづくりというのは楽ですけども、和東町の地域力をさらに前進していこうとなれば、よそでやってない方法をとっていかないとおくれれてしまいます。私は前例にとらわれず、どう地方行政を進めていくか、まちづくりをするか、これはやっぱり解釈を立ててやっていかなきゃならない。これは常々私たちの組織の中でも申し上げております。

一番簡単なお答えは、条例にのってますからあきませんよ、これはこうですからあきませんよと、これは知恵のない話です。条例にのっていないことはわかっています。条例でないこと、できないことをどうしたらできるかというのは知恵であります。これがないと進歩はないと言われております。私もその話は承知いたしております。

そういう観点から、今、言われている趣旨を十分理解しておりますので、今後とも

よろしく願いいたします。

○議長（岡田 勇君）

3番、村山議員。

○3番（村山一彦君）

安心しました。ありがとうございました。

それでは、通告の文書だけでは、私の趣旨が十分伝わってないということになりますので、これから順を追って細かく説明していきたいと思っております。

まず、最初に東本課長、B群のサルは、今、何頭になっていますか。

○議長（岡田 勇君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

はい、お答えさせていただきます。

平成26年度に調査した数字しか現在持っておりませんが、一昨年に79頭とっております。昨年も56頭とってまして、ことしも50頭以上とれているという形です。ただ、自然増ということでどんだけふえているかわからんのですけども、そういった個体数の調整という形の中での事業も導入するというような方向性も持っておりますけども、現在、本町のほうでは猟友会のほうに委託しまして、御存じだと思うんですけど、毎日巡回していただいております。その成果の中でかなり数が減ってきてるのかなど。本来、動物保護法の関係の中では、とる比率もございまして、若干そこら辺を気にはしております。

町長からありましたように、本町につきましては、今現在、大型檻をもう1基設置する予定をしております、工事に入ってもらっております。それが今までよく通報のございました園地区のほうで、別所との間ですね、そこは割とよく通りましたので、そのあたりに今回、土地の所有者の方のご理解を得まして設置しております、その分でどういった形でサルを少なくできるのかなという状況になっております。

また、先ほど言いましたように、囲い用の電柵ですね、営農組合等を通じまして対策協議会が事業主体となってやっておる事業ですけど、国庫のほうは200万円程度しかございませんでして、700万円ほど不足しております。今回の補正予算でも約750万円ほど補正させていただきまして、各集落への囲いの設置事業を進めたいと考えております。

ですから、個人的に家庭菜園のこともございましたけども、農業振興を図っていくという原課の考えからしますと、広域的に農作物をとっていただいて、農業生産のほうに振り向けるというところがとりあえずは大前提でございますので、今、750万円ほどの単費を導入しながら囲い込みですね、囲いの対策をするということでございますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

○議長（岡田 勇君）

3番、村山議員。

○3番（村山一彦君）

先ほどから有害鳥獣柵ということで、これはやっただいてるんですけど、先ほども言われたように、最低3戸という軒数が要ります。

そして、せんだって園区のほうでも応募された方に聞いてますと、要するに、販売実績というようなものが必要になるというようなことになるというようなことになると、本当に喜んでもらうために野菜をつくっていただいている人のためにはならないと思うんですけど、やはり販売実績が要るんですね。

○議長（岡田 勇君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

はい、お答えさせていただきます。

実績までは実際申しておりません。先ほど町長が答弁させていただいていましたように、家庭菜園という形で使われているのかどうかわかりませんが、営農組合を

通じて申請が上がってきた段階で販売しているというお言葉をいただければ、それはそれとして考えさせていただく部分もございます。明白にどうやこうやという形はございませんけども、その部分の中に1カ所あるかもしれませんし、そのあたりは厳密に販売実績まで求めてそうになってしまうと、収支から全部出してもらわなければならないということで大変ですので、そのあたりまでは言っておりませんので、よろしく申し上げます。

○議長（岡田 勇君）

3番、村山議員。

○3番（村山一彦君）

それでしたら、純粹に家庭で食べるだけのものをつくっているという人も対象にはなり得るんですか、ならないんですか。

○議長（岡田 勇君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

お答えさせていただきます。

対象には制度上できません。対象にできません。ただ、運用の中でこういった形でそれを囲まないと事業効果が出ないとかいうような形の中であるかもしれませんし、現に言えば、個人的に出しておられる市場でも売ってますということがあれば、売ってはるんだなということで、営農組合が代表で申請していただきますんで、そういった形で何とかよろしく願いいたします。

○議長（岡田 勇君）

3番、村山議員。

○3番（村山一彦君）

最近、総務課のほうで聞きましたところ、和東町の高齢者比率は43.6%とかなり高率になっております。もうすぐに50%になるんじゃないかなというような懸念

もしております。ということは、やはりお年寄りが非常に多いという町でございます。

先ほど町長も言っておられたように、生きがいを与えたい。そして、やはりお年寄りの楽しみといいますかね、若いときはお金もうけをいかにしようかと思うんですけども、お年寄りになってきましたら人の役に立ちたいとか、人に喜んでもらうとかいうようなことになってくると思います。

以前でしたら、たくさんとれたら、近所とか、おすそ分けというようなことで喜びを感じておられたんですが、このごろサルのおかげでその喜びは感じられないというようなことで、家庭菜園用の檻の設置をぜひともお願いしたいと思っているんです。

8月のお茶サミットで奉仕の都築さんという方が言っておられましたけどね、農業をやっている人のほうが健康寿命が長いというデータが出ているということで、年寄りの人にやはり働いていただきたいと。

今、政府のほうでも70歳定年というような話もちらほら出てきてます。やはり働き手が少なくなってきた以上、お年寄りの方に頑張ってもらいたいというようなことかと思えます。

25年には団塊世代が全部後期高齢者になるというようなことが言われておりますし、29年度の決算を見てましても、後期高齢者支援金として8,300万円が出ております。介護サービスにおいては5億5,000万円という金額が出ております。だから、やはり健康でいられたらこういうものは必要ないというようなことになりまますので、その観点からすると、家庭菜園柵というのは必要かと思えます。

この檻ですけどね、サルは天井があいていたら絶対入ってきます。それは園村の人にも確認したら、近くに電柱がある、木がある、そこから入ってくるというようなことで、完璧な防御にはなっていないことが事実です。だから、再度そのようなことをお願いしたいと思えます。

私、試算しまして、私が今つくっているのが4メートルと12メートルの柵です。それから、民間の業者ですけども、パイプが10万4,000円、メッシュがカイン

ズで398円ですので、これが50枚要ります。1万9,900円。合計で12万3,900円です、設置費用は別としてね。私が言いたいのは、この資材費の半分でいいと。だから、五、六万円の予算をいただければ、合計200万円程度の予算計上でお願いしたいと思っているんですけども、その辺はどうかなと思います。

要するに、ことしの決算を見ていますと1億2,800万円の一般会計のほうの利益計上がありますので、その辺は十分可能かと思います。だから、個人に支援するのは、これは行政上ではなかなかできないと思うんですけども、だから、前例のないことをやっていただきたいということでお願いしているわけなんですけども、いかがでしょうか。

○議長（岡田 勇君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えいたします。

先ほども答弁をさせていただいておりますが、私も、今、申されている基本的な考え方というのは、同感な面もあります。今、国のほうでは働き方改革とかいろいろ言われております。その中に農村の就業対策、農村の対策も一方では検討されております。

あわせて、今、高齢化という比率の話が出されました。これは、今、出てますが、これはこれとして、定年という面から働き方のほうで、これをもう少し引き上げていこうという検討もされております。そういう中で、国のほうでも見直されておりますのは、農業、土に従事する、先ほど工事のご案内もされましたようにですね、健康寿命を延ばすのには有効な手段というように言われております。

和東町にとりましてでもですね、京都府の健康寿命より少し低いところはあるんですけども、この辺の原因のところは少し探りをこれから入れたいと思うんですけども、しかし、現実の問題として、まだ60代、70代の前半も農業に従事し、現役で頑張っ

おられる。まさに和東町農業の農業として抱えておられる、こういうことであります。そういう観点から考えますと、土に携わるのは非常に大事だと。こういうところは今、申されましたようなところに同感だと申し上げました。

私、先ほど答弁させていただきましたのは、あとは政策設計であります。政策設計するときには、農業振興という域を超えていかなないとなかなか難しい面があるんじゃないかと。

農業振興では、先ほど申し上げましたように、檻・柵・囲いについては営農組合を通じて、今、ご質問がありますように、個人のところまで手を届くようなところまで実態としてやっておりますので、それについて先ほど、できますか、できませんかと、結果としては営農組合でやっていただいていますので、できますということを町行政がこの場でやりますと、3軒以上なかったらあきませんというかたい話になってきます。その対応を前例の前向きの中で委託しておると。協議会に委ねていると、こういうことであります。

それと、そういうかたい枠ではなかなか政策設計はできないわけでありまして。これは生きがい対策というところですね。先ほど申し上げました、和東町として今後どうあるべきかと言われましたような中で考えていかないといけないと、このように思っております。

そういう意味で、もう少し政策設計というところでひとつ検討していきたいと。どうあるべきかというのを今後検討してまいりたいと、このように思っておりますので、まだ制度も何もつくってない中で「やります」と、こういうことよりも、まず、そこからひとつ時間をいただいて検討させていただきたいと、このように答弁させていただいておるところでございますので、その点、ご理解ひとつよろしく願います。

○議長（岡田 勇君）

3番、村山議員。

○ 3 番（村山一彦君）

確実な答弁は、それはきょうすぐにはできないと思うんですけども、町長、視点を変えてみればね、今、B群のサルは何頭かということで、最近の頭数はわからないらしいんですけども、昨年度、一般質問させてもらったときには、B群で280頭とかいう話を聞きました。昨年度も檻でとっていただいている。ことしも檻でとっていただいている。そして、猟友会の方も頑張ってもらっていただいているというようなことで、減ってるんじゃないかと思います。

ただ、やはり動物が繁栄していこうと思ったら適正数があると思います。ふえ過ぎではえさが足りないということでふえない。檻で囲んで食べ物が食べられなかったら、子供ができて、母乳が出ないというようなことで育たないということで、自然と淘汰されていくと思います。となると、つくっている人もうれしいし、そして、行政のほうも負担が減るということで、お互いウイン・ウインの関係になるんじゃないかと思います。だから、これは本当に早急に制度的なものを考えていただきたいと思いますので、ひとつよろしくをお願いします。

続きまして、災害関係ですけども、ハザードマップの件は、先ほど課長いただいた点で結構かと思います。

あと、避難所の件なんですけど、台風21号のときの避難者数はどれぐらいいらっしゃったかわかりますか。

○議長（岡田 勇君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

はい、お答えさせていただきます。

和東町人権ふれあいセンターに10世帯11人の方が、和東町体験交流センターに1世帯お二人の方が、B&G海洋センターに3世帯6人の方が、和東町社会福祉センターに1世帯お一人の方が、白栖公民館に2世帯お二人の方が、計17世帯22人で

ございます。

以上でございます。

○議長（岡田 勇君）

3番、村山議員。

○3番（村山一彦君）

それですね、今回6カ所の避難所が設けられたわけなんですけども、白栖公民館となっているんですけども、西和東全体が広大な土地でありますしね、これ1カ所では少ないんじゃないかと思うんですが、その辺はどうお考えでしょうか。

○議長（岡田 勇君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

はい、お答えさせていただきます。

村山議員がおっしゃるように、現在、西和東地域で避難所という形で指定させていただいているのは白栖公民館のみとなっております。

先ほど答弁申し上げましたように、地域防災計画の見直しの中で浸水地域、また土砂災害の危険のないところを再度検証しながら、当然、和東荘も含めまして検討させていただきたいというふうに考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（岡田 勇君）

3番、村山議員。

○3番（村山一彦君）

これは昔の話になりますけども、25年ほど前になるかと思いますが、私、消防団として活動していくときに、大雨が降って、夜の2時ごろに危険地域に隣り合わせの人を公民館のほうに避難させたケースがあるんですが、今、園区の公民館は避難所認定はされていないと思うんですけども、そういうことはできるんですか、できないんですか。

○議長（岡田 勇君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

お答えさせていただきます。

やはり一番問題になってくるのが浸水区域であるか、また、土砂災害の指定区域になってないかというところでございます。

例えば、公民館でそういう危険な区域なところには、一時的な避難場所としては設定が可能かもわかりませんが、数日にわたる避難についてはいかがなものかなというふうに考えておりますので、先ほど申し上げましたように、一次避難所として自主避難をされている方については、広域の避難場所に誘導するという形を考えてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（岡田 勇君）

3番、村山議員。

○3番（村山一彦君）

前回、避難者の方からの注文いいますかね、食物も提供されているんですけども、カップヌードルは辛いというようなことで、味が濃いとったことで、これはどん兵衛あたりに変えられたようなことがあるんですか。

○議長（岡田 勇君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

はい、お答えさせていただきます。

避難所におきまして、緊急の食糧ということで和東町のほうで用意をさせてもらっているのは、確かに即席のカップラーメンでございます。また、アルファ化米等を避難所に持っていかせてもらう場合もございますので、ラーメンだけという話ではない

んですけども、ただ、やはり避難される方も一定の食糧・水等を持ってきていただきたいということでお願いしたいと考えておるところでございます。

以上です。

○議長（岡田 勇君）

3番、村山議員。

○3番（村山一彦君）

それでは、災害のほうの3番目なんですが、和東町在住の職員の比率を上げるというようなことは、ある程度は必要かと思うんですが、町長、副町長がいらっしゃるの、命令系統ははっきりしてます。しかし、マンパワーが不足ということになってきますのでね、その辺のほう、これは人事の問題になりますが、町長のお考えはどの辺にあらうかとお聞きしたいんですが。

○議長（岡田 勇君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えさせていただきます。

先ほど職員数の話もさせていただきました。職員の限られた中での対応というのは、はっきり言いまして、いわゆるなかなか限度があるのではないかというように思っております。

こうした問題は、ここにもありますように、和東町だけやなしに、また区の皆さん方、役員の皆さん方、消防団、そうした人と協働しながら体制をとっていかないと、先ほど言われましたように、和東町の役場だけのマンパワーということだけではなかなか難しい問題がありますので、日ごろから連携したプレーというものを考えながら対応してまいりたいと、このように思っております。

○議長（岡田 勇君）

3番、村山議員。

○3番（村山一彦君）

ありがとうございます。

最後になります。

外国語に秀でた職員の質問をさせていただきました。それで、課長は、アプリ等を使って何とか対応できるかというようなことをおっしゃいましたけどね、確かに観光案内所あたりでしたらそういう形でできると思います。しかし、実際、大阪北部地震で八幡市において、要するに、日本語がしゃべれない人がブルーシートをとりに来られたと。何とかブルーシートは持って帰れたけども、あとの細かいことは何もわからないというようなことはおっしゃっておられました。

一応、観光に来られている場合でしたら、そういういろんなアプリを使って説明をできるんですが、もしも災害が起こって、まだ和東町は、実際、外国人だけ住んでおられる方はいらっしやらないと思うんですが、罹災証明書を発行するようなことになれば対応が難しいと思います。だから、やはり外国語に秀でた人も1名ないし2名入れればアクセントにもなっていない影響が出るんじゃないかなと思うんですが、その辺はどうお考えでしょうか。

○議長（岡田 勇君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

はい、お答えさせていただきます。

最初に、私のほうで町内の勤務している職員が52人おるということで、そのうち数名、外国語を専攻して和東町に入庁された職員がいるということでございます。

実際、私自身の個人的な考え方でございますが、そのように外国語ですね、会話等ができる職員につきましては、6名以上いるということ認識をしているところでございます。

以上です。

○議長（岡田 勇君）

3番、村山議員。

○3番（村山一彦君）

それでは、以上をもちまして私の質問は終わりたいと思います。

町長、サルのほうはよろしくお願ひしたいと思います。

どうもありがとうございました。

○議長（岡田 勇君）

一般質問の途中ですが、ただいまから11時10分まで休憩いたします。

休憩（午前10時54分～午前11時10分）

○議長（岡田 勇君）

休憩前に引き続き会議を再開します。

訂正をお願いしたいんです。

一般質問の途中ということで、村山議員は終わっておりましたので、申しわけなく、訂正をお願いします。

村山議員の一般質問は終わりました。

以上です。

再開します。

それでは、岡本正意議員。

○6番（岡本正意君）

皆さん、おはようございます。

日本共産党の岡本正意です。ただいまから一般質問を行います。

まず、第1に、来年3月末に迫っているクリーンセンター稼働期限に向けての対応について伺います。

平成11年度に稼働・創業を開始した東部クリーンセンターは、地元関係区との協定による20年の稼働期限を来年3月末に迎えます。この問題は相楽東部広域連合が

所管し、この間、稼働期限後の施設やごみ処理のあり方について検討がされ、2年ほど前に一定の方向性が出されております。

連合議会においてもそれを受けてさまざまに議論されており、私もこの7月の連合議会で質問をいたしました。最終的な方向性の決定は連合において行われるものではありませんが、本町は連合を構成する自治体であり、多額の負担金を支出しております。また、ごみの収集や分別等の業務は町自身の業務であり、クリーンセンターの今後の方向性と大きくかかわりますので、町長には明確な答弁をお願いしたいと思います。

3点伺います。

1点目に、来年4月以降の方向性は決まっているのでしょうか。

2点目に、地元区等への説明の状況はどうなっているのでしょうか。また、住民全体への説明、周知の予定はどうお考えでしょうか。

3点目に、仮に民間委託をした場合の経費の試算はされたのでしょうか。また、収集日や分別方法の変更はないのでしょうか。明確な答弁を求めます。

次に、第2に、定住促進へ住宅の整備、確保をについて伺います。

私はこの間、定住促進に向けて、繰り返し住宅の整備、確保について取り上げてまいりましたが、その必要性はいよいよ明らかであり、切実さを増していると考えております。

その立場から、3点伺います。

1点目に、この間ようやく整備、稼働された空き家バンクの運用状況、今後の利活用の見通しについて答弁を願います。

2点目に、「お試し住宅」がこの間、湯船に整備されましたが、今後、他地域でも整備する方向性はあるのか答弁願います。

3点目に、若い世代やファミリー向けの独自の町営住宅の整備方針を持ち、検討を進めるべきと考えます。この件については繰り返し要望してまいりましたが、改めて明確な答弁を求めます。

第3に、シルバー人材センターの創設に伺います。

シルバー人材センターについては、この間、相楽東部未来づくりセンターにおかれて検討をされているとの報告がされてきたわけですが、現在の検討状況はどうなっているでしょうか。来年度からの運用開始へぜひ努力いただきたいと考えておりますが、明確な答弁を求めるものです。

第4に、「保育無償化」への対応について伺います。

第1に、国は、現在、来年度から保育無償化を実施する方向と伺っておりますが、町の対応や準備はどのようになっているのでしょうか。

第2に、無償化の対象として国は3歳児以降を考えていると伺っていますが、0歳児から2歳児についても町独自でも対象にすべきと考えますが、いかがでしょうか。

第3に、無償化といった場合、保育料が当然考えられますが、保育料以外でも現在保護者負担となっている経費が残されております。この機会をとらえ、保育料以外の負担についても無償化を検討すべきと考えますが、いかがでしょうか。

以上について明確な答弁をよろしくお願いします。

○議長（岡田 勇君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

ただいま岡本議員からいただきましたご質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

最初に、迫るクリーンセンター稼働期限への対応はについてであります。

これは3点についてご質問いただきました。これは前回も岡本議員がご質問いただきました。これについてはですね、答えられる範囲で、去年は数カ月までにきちっと進めてまいりたいと、このように答弁させていただいたと。この範囲内では今も一生懸命努力をいたしておるところでございます。

詳しい内容についてはですね、岡本議員のご質問にもありましたように、東部連合

の議会でも議論をしているところであります。そうしたこともありますので、この内容については東部連合の議会で、また東部連合において議論させていただくというのが筋だというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

ただ、一言、住民として非常に不安を持っているというのは、収集業務が変わるのかと。住民の対応については従来どおりと。ただ、処分的手段が変わると、こういうことですので、なるべく住民の皆さんにはご迷惑かからない、こういう方向で努力しているところがございますので、その辺についてはここでお答えをさせていただきたい。詳しいところは議論をまた別の場でさせていただくということで、ご理解のほうをよろしくお願いいたします。

続きまして、定住促進への住宅の整備・確保の若い世代、ファミリー向けの町独自の住宅整備方針を持ち、検討をとということであります。

前回から岡本議員は、やはり町営住宅を推進して、積極的にこの対策はとるべきだと、このように申されました。これについても、和東町の町営住宅は目的を持った住宅で、一般住宅に持っては建設していないわけです。この答弁については大事なこともあります。ただ、そういったことは否定するものではありませんが、ただ、手法としてPFIとか、民間と一緒にやって取り組んでいくという手法が現実的だと、このように申してまいりました。これに今、努めているところであります。

ただ、こうした状況というのは、和東町の今後のまちづくりにも大きく影響が出てくる。いわゆる、もう皆さんもご案内のとおり、犬打峠トンネル化が実現いたしますと、そういう民間参画してくる業者というのあらわれてくるだろうと思います。そういう状況でこの方向は進んでいくだろうと思いますし、進めていかなければならないと、このように思っているところであります。

それまでの間はほっとくのか、そうではございません。これまでの間は、空き家住宅というのが非常に和東町には資源としてあります。この資源をどう生かすかというのも和東町にとっては大事な課題であります。そこで、いわゆる空き家バンクの制度

を設け、そして、その促進策をとっているところでもあります。

そして、その空き家にしてもですね、お試し住宅、これはたまたま湯船で空き家ですね、株式会社湯船がそれを取得して、そして、その制度を受けて今あるわけなんですけど、こうしたことが今後ふえてくるといいということで、これからもほかの地域でもというご質問でありましたが、そういう機会があればこういった方向も一つの有効な手段だというように思いますので、私は検討していくべきだと、このように思っているところでもあります。

そういう意味で、この空き家対策、空き家バンク、周知はまだおこなっていたものから、住民への周知はもう一つというところがありますが、これからもこの辺のところの推進に向けて努力をさせていただきたいと、このように思っているところでもあります。

移住対策の住宅というのはストレートな話なんですけど、いろんな手法があろうかと思いますが、今日的な課題、今日的な手法、そういったものを多感に検討して進めてまいりたいと、このように思っているところでもあります。

ただ、町営住宅を直接運営というところは、財政規模的には非常に難しい面がありますので、PFI方法というのは、これについてもその方針は今のところ変えておらないと、こういうことをご理解をいただきたいというように思います。

次に、第3でございます。シルバー人材センターの創設と現在の検討状況、来年度からの運用開始についてでございます。

これについても岡本議員は今までからシルバー人材が活用できるセンターは必要だということで要望いただいております。当初は和東町としてシルバー人材センターの設立が必要でないかというご質問であったときがあります。そのときの答弁といたしましては、町といたしましては、法人化するにしても任意だったら可能性がありますが、任意ではなかなか運営が難しい。補助金が受けられない。単費でやらなきゃならん。任意ではなかなか難しいという観点から、最低、そういった認可が受けられる

1万人以上というところが一つの基準になっておりました。そういうことから、3町広域連合で進めていきますという答弁をさせていただいております。その後、未来づくりセンターが生まれました。これも質問にありますように、今回、未来づくりセンターは東部3町で合同して取り組む。さらに取り組まなきゃならないものについて、今、検討を進めていただいております。その内容の一つのメニューとして、このシルバー人材センターが入っております。

この一つのリーダー的な事業としては、南山城村が任意でスタートをして早くやっておられます。それにも南山城村は課題として、今、取り組んでおられます。それは任意ですので補助基準がつかないと。なかなか維持ができないと。そういうことから、この拡大策を図っていくというのが南山城村としての大きな課題であります。そういう課題とうまく合わせていくと、3町村の未来づくりセンターというのができる。この辺の方向は十分使える。今、質問がありましたように、これは一日も早いことというように私は思っておりますが、事務的にどの段階かというのは確かめていかなきゃならないところがあるんですが、そういった他町村との動きもあるものですから、ちょっと足踏みしたところをお許しいただきまして、必要な方向はそういう方向で取り組んでまいりたい。そして、足りないところはこれから急いでいきたい。課題に受けていくというのは非常に大事な事業だと思っておりますので、ご理解をひとつよろしく願いいたします。

次に、4番目でございますが、保育園無償化への対応はということでございますが、本町におきましては、保育料を国の基準額より軽減した額を設定しております。さらに第3子の保育料完全無償化にするなど、子育て支援に取り組んでまいったところであります。

今回の質問にあります保育の無償化については、今年の6月15日に閣議決定された経済財政運営等改革の基本方針2018についての中に、人材への投資として幼児教育への無償化がうたわれており、3歳から5歳までの全ての子供及び0歳から2歳

までの住民税非課税世帯の子供についての幼稚園・保育料の費用を2019年10月から無償化するとして国の方針が示されているところであります。

正直なところ、現時点では具体的な制度設計について国から示されているものはありませんので、今後の動きを十分に注視いたしまして、適切な対応を講じていきたいと、このように思っておりますので、ご理解をお願いいたしたいと思っております。

次に、(2)でございます。国は3歳児以降を対象というようだが、町独自でも0歳から2歳も対象と考えるがについてでございますが、先ほど申しましたように、具体的な制度設計について国から示されておられませんので、国や京都府、近隣市町村の動きを注視し、適切な対応を講じていきたいと、このように思っておりますので、今の段階での具体策という答弁は控えさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

次、3でございますが、保育料以外の保護者負担分も無償化ということについてでございます。

保育料以外の保護者負担は、園児服やカラー帽子、毎月購入いただいております絵本や通園かばんなどがありますが、保育園や保護者会と相談をさせていただきまして、保護者負担を軽減すべく、絵本については保育園で紙芝居や絵本を購入し、利用していただき、通園かばんについてもわざわざ購入せずとしても、自宅にあるかばんを利用していただけるよう検討してまいりますので、ご理解いただきますようよろしくお願いたします。

これは基本的には、保育園の中で保護者と相談させていただいて、保護者の中から、こういった本が必要だねと、こういったことがいいねと。そして、華美にもならないように決まった制服があったらいい、帽子があったらいい、こういう話の中で、そしてやらやっていきましょうねということで、それなりのご負担をお願いしてきました。それは必ずしも保育所で必要なものではなく、保育園と保護者と相談させていただきながら進めてまいりました。こういったところに必要経費ということよりも、軽減で

きるところは軽減していきたいと。そして、負担にもならないように、絵本も1人1人購入してもらうよりも保育園で一つ買って、そして紙芝居等を通じて考えていくともう少し負担を和らげると、こういうことにもなるだろうということで、きょうのこうしてご質問いただきながら、こういった方向も検討してまいりたいと、このようでございます。

負担を軽減すべく検討しておりますので、そういうことでご理解をよろしくお願ひしたいと思ひます。

なお、2の1、2、そして4の1につきましては担当課長より答弁いたしますので、よろしくお願ひいたします。

以上、岡本議員よりいただきましたご質問に答弁させていただきました。

ありがとうございます。

○議長（岡田 勇君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（犬石剛史君）

それでは、私のほうからは、2. 定住促進へ住宅の整備、確保をの部分の（1）、（2）につきまして答弁させていただきます。

（1）空き家バンクの運用状況についてでございますが、昨年3月に空き家バンクを立ち上げまして、5軒の空き家が登録されております。そのうち1軒が、今、利用される予定となっております、事務を進めているところでございます。

今後の新たな登録物件といたしましては、2軒、所有者との調整中の物件もございまして、調整がつき次第、登録させていただきます。

今後とも地元・区とも協力して、さらなる空き家の掘り起こしを進めてまいりたいと考えております。

続きまして、今後の利活用についてでございますけども、これまでは府の移住促進特区に指定されないと空き家改修助成を受けることが制度上できませんでしたが、今

年度より和東町では町全体で特区の半分、90万円までの空き家改修助成を受けられる独自の制度を創設したところでございます。この制度も活用いたしまして、空き家の利活用が進むよう進めてまいりたいと考えております。

次に、(2)のお試し住宅の整備についてでございますが、過日の総務厚生常任委員会でもご視察いただきましたが、8月にお試し住宅湯船ヴィレッジハウスが完成したところでございます。この湯船ヴィレッジハウスは、まちづくり会社である株式会社湯船が取得し、改修し、今後、管理・運営していくこととしておりまして、地域住民が主体となって運用するお試し住宅となっております。

移住者の受け入れは町としても進めておりますが、やはり地元が受け入れに前向きにならないと、今後も持続した活動にならないと思いますので、湯船以外の区に対して府の移住促進特区への呼びかけを行うとともに、こうしたお試し住宅も設置できるよう働きかけてまいりたいと考えております。

以上で、私の答弁を終わらせていただきます。

○議長（岡田 勇君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

私からは、岡本議員の一般質問、保育無償化への対応はの1の国は来年度から保育の無償化を実施するとしているが、町の対応、準備はについて答弁させていただきます。

先ほど町長の答弁にもありましたように、国から具体的な制度設計についていまだ示されておられません。今後、業務や制度の説明会などがあるかと思われまますので、それを受けた上で対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

私からは以上です。

○議長（岡田 勇君）

6 番、岡本議員。

○ 6 番（岡本正意君）

それでは、再質問をさせていただきたいと思いますが、まず、1 番目のクリーンセンターの関係なんですけども、今、町長のほうからは、基本的に連合の事務であるということで、ここの場では明確な方向性等は言えないというか、連合のほうでという話なんですけど、ただ、やはり先ほども言いましたけども、やはり和東町自身が連合の構成する自治体であるということとか、基本的にはこの和東町から億に近い、そういった負担金を出して運営しているという意味からすればですね、やはり連合の業務だから言えないというのでは困るなと思うんですよね。

先ほど言われましたように、たしかこれは3月議会だったと思うんですけども、町長はこの場でですね、半年前までには一定の方向性を出したいという答弁をされております。この場でね。ということは、いわゆる半年前といいますと10月ぐらいになるんですけど、まだ時間はあるといえはるんですけども、10月には決まる方向で連合のほうで議論されているということによろしいですか。

○ 議長（岡田 勇君）

町長。

○ 町長（堀 忠雄君）

先ほども答弁させていただきましたように、今もご質問がありましたように、前に答弁させていただいた、その方向で、今現在、努力している最中でありますので、ご理解のほうをよろしくお願いいたします。

○ 議長（岡田 勇君）

6 番、岡本議員。

○ 6 番（岡本正意君）

これから例えば、期限が数年ありますとかいうことだったら、まだそれでもそうですかというふうになるんですけどもね、要は、あと半年後には一応期限が来るとい

ような状況の中で、これは余りに遅い対応だというふうに言わざるを得ないと思うんですよ。ですから、連合と云って基本的には広域連合で業務をただ単に町としてやるべきことを委託しているだけの話ですから、お金はこちらが出してるわけですから、やはりそういった方向性ぐらいはこの場でも言ってもらわないと、具体的ないろんな細かいことについては連合で決めることですが、やはりそういった大きな方向性ぐらいはもうちょっと明確に言ってもらわないとよろしくないんじゃないかというふうに思うんです。

一応、10月に半年前というところで、今、調整していただいているということでそれは確認をしておきたいと思うんですけれども、それでもう一つ確認しておきたいんですけれどね、一応、その前提になるいわゆる関係区ですね、地元との説明、また理解を得るための働きかけというのをずっと努力いただいているというふうには思うんですけれどね、地元区といった場合に、いわゆるクリーンセンターが実施されている下島区であるとかいうことははっきりしているわけですが、いわゆる協定を結ばれた地域だと思うんですね、最低限。ですから、理解を得るべく、いわゆる説明に入るべき地域というか、地元というのは具体的にどちらかということを確認だけしておきたいんですけれど、よろしいですか。

○議長（岡田 勇君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

和東町では周辺地域、地元と周辺の区ですね、そして加茂の近隣地区、このように当たっております。この周辺でどこと結んでいるか結んでないか、周辺であったところにも締結していないところもありますので、具体的な区を挙げてというのは難しいのかなと思いますので、周辺地域の区と、そして近隣町村の加茂地域を含めた周辺地域の区と、そのようにご理解いただけたらありがたいと思います。

○議長（岡田 勇君）

6 番、岡本議員。

○ 6 番（岡本正意君）

それで、そうだと思いますけども、じゃあ、それは10月にいわゆる一定の方向性を出すと。いわゆる仮に民間委託するにしても相手があることですから、自動的に何か委託できるわけじゃなくて、協議もしなくちゃいけないと思いますし、そういう意味ではやはり一定どこどこで決断するということが必要だと思いますけども、それまでに、今、言われたような関係区というのは一度はちゃんと説明に入られて、理解されるかどうかは別にしてですよ、それに対する是非とかいうことの判断は地元区との関係はあるんですけども、一度はちゃんと判断を下す前までに説明なりに入られてお話をするという段取りで動かれているということによろしいですか。

○ 議長（岡田 勇君）

町長。

○ 町長（堀 忠雄君）

はい、お答えいたします。

これは岡本議員もご承知いただいていると思いますが、今、申し上げた関係区を持ってですね、そして定期的に会合してあそこの状況について相談し、そして環境問題についても報告させていただいております。その場には各町村議会の議員さんも入っていただいております。いわゆる環境問題の関係の協議会であります。その中で、今、岡本議員が言われましたように、詳しく今後の方向についてご報告させていただき、その場でそうした参加いただいた皆さん方にはご承知いただいていると。このとおりでございます。

よろしく申し上げます。

○ 議長（岡田 勇君）

6 番、岡本議員。

○ 6 番（岡本正意君）

ご承知いただいていると言われましたけどね、今、そういう関係区のところに一度は公式にちゃんと一通り説明に入られたということですか。どうですか。

○議長（岡田 勇君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

基本的に公文書どうのこうのというときには手順があります。何と云っても、この問題は地元に対して非常に大きなご理解とご協力をいただいて運営してまいりました。そうしたときに並列の中で関係区へ行ってスタートというのはこれは難しい問題があります。

新たな問題をお願いに行くわけですので、そういったものの順序というのがあります。そういうことで、そういう公文書という、公という話ではなかなか難しい問題がありますが、さりとて、こういったものは重要な問題でありますので、先ほど言いましたように、協議会を通じて私どもの考え方をお示しさせていただいていると、このようにご理解いただきたいと思えます。

○議長（岡田 勇君）

6番、岡本議員。

○6番（岡本正意君）

よくわからない部分があるんですけどね、これは基本的には公の仕事ですから、もちろん事前にいろいろお忍びといいますかね、水面下でいろいろ協議されたりとかいうことはあるとは思いますが、ただ、やはりこういうクリーンセンターをどうするかとかいうことは極めて公的なことで、それを住民の理解を得るとか、同意を得るということは極めて公的な処置なんですね。ですから、そういった正式な公的な働きかけというものがなければ動かないわけで、そういう意味では、やはりこの間の連合での答弁を聞いていても、そういったことはされたような形跡はありませんし、だから、そういう意味では、今の時点でまだそういう段階というのは大変おくられている

というように思いますし、実際に2年前に連合議会の全員協議会があって、そのときに各議員から、とりあえず地元のほうに説明を尽くすべきだという話がありましてね、覚えておられると思いますけども、町長というか、連合のほうではそうさせていただきますということで返事があって、それでしばらくあったわけですけども、ただ、今になってもそういったことが果たされてないということがずっと答弁されているというわけではですね、町として、また連合としてどういう協議をされているのかという点で大変不信感がわかざるを得ないというように思うんです。いずれにしましてもですね、そういった判断を下す前に、最低でも来年の期限までに一度もそういう関係する、例えば、クリーンセンターを立ち上げるときに協定を結んだり、また協定をお願いしたように地域に足を一度も公式に運ばずに判断がされるのかというとはあり得ないことだと思いますので、そこはやはりちゃんとやっていただきたいなというふうに思うんです。

それでですね、あと、民間委託した場合の経費試算についての答弁がなかったんですけど、具体的な試算というのを連合に示す前にここで示すわけにはいかないということはあるかもしれないですけども、そもそも試算されてますか。

○議長（岡田 勇君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

今、民間委託と、こういうように質問いただいたわけなんですけど、この民間委託というのは、東部連合から申し上げますと緊急避難の措置であります。全面的にそこへ持っていくという積極型やなしに、いわゆる緊急避難的な措置であります。

そういう意味で、緊急避難措置というのはどういう方法があるのか、その方法論からもとらえていかなければならないわけであります。今それに向けていろんな角度から、行政から考えられる面、そして専門的な立場から考えられる面、要は設計業者とか、いわゆるそういう業者ですね、考えられる面と、これを合わせて、今、緊急避難

措置の場合の方法を考えている。

先ほど申し上げましたように、詳しいことについては東部連合のほうでお答えさせていただくということで触れなかったんですが、当然、これは正面から言っております。緊急避難措置としての手法として考えているところでもありますので、ご理解のほうをよろしくお願いいたします。

○議長（岡田 勇君）

6番、岡本議員。

○6番（岡本正意君）

緊急避難かどうかとかいうことを言っているんじゃないくて、それはもちろん緊急避難ですよ。いわゆる基本的には各自治体でごみをちゃんと処理するというのが法律の基本ですから、仮に民間に委託する場合はずっとじゃなくて、あくまで緊急避難的なものだという筋としては理解しているつもりなんですけども、それはそれとして、いわゆる民間委託するということは、この間、連合のほうで有識者の会議で出された報告書の中でいろんな選択肢がありますという中に、一つの選択として緊急避難的であったとしても、民間委託ということがちゃんとあるわけですよ。その場合に、どこに民間委託する見込みがあるのかとかいうことも、多分、それは見込んでおられると思いますけどもね、そうであるなら、一つの選択肢として示されている以上は、仮にそこに委託した場合に、今の経費と比べてどの程度の経費になる見込みなのかということ、特に今の現時点でそんなものがないなんていうことになれば来年度の予算にもかかわりますし、いわゆる予算根拠のないものになってしまうと思うんですね。

そういう意味で、具体的な経費の試算というものが、そもそもそういう作業をされていますかということを知っているだけなんです。具体的な金額とか言っているんじゃないんです。それは当然されていますね。

○議長（岡田 勇君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

当然、そういった前提で考えると、事業委託、いろいろ考えていく上においては、予算もありますし、そして方法もあります。当然とらえた中でやっていかなきゃなりませんので、当然、今ご質問にある内容のとおりであります。

○議長（岡田 勇君）

6番、岡本議員。

○6番（岡本正意君）

それでね、先ほど言ってますように、仮に基本的に分担金になりますよね。そのもとなるお金というのはここが出しているんですか。要は、ここで決めるんですか、基本的にね、その支出をどうするかというのは。という点では、もちろん連合でそういった仮に民間委託した場合にどんな経費に係るかというような計算はされるかもしれないけど、やはりここに対してもちゃんと報告ないといけないと思うんです。

実際、連合議会といいますとね、11月か12月までないわけです。というと、かなり稼働期限が迫ってくる。そういう意味では、いわゆる和東町議会として待ってなあかんみたいなどことは、大変これは不適切なわけでね、そういう意味では、例えば、現在よりも負担としては減るとかふえるとか、そういったことはわかると思うんです。その辺はわかっておられますか。

○議長（岡田 勇君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

この連合議会の会期の持ち方というのは、これは議会とも相談をさせてもらわなきゃなりません、現実にはそれがそうだからと言って、早くやらなきゃならんとなれば、和東町だけの議会が早くて、そして南山城村、笠置はその機会すらない、このことのほうが難しい問題が起こると思います。

当然、こうした町村間の公平というのも一つでは大事であります。そういうことに

基づきますと、今、東部連合の議会の法則というんですか、持たれている内容に従う。これのほうで3町村の間においては公平だというように思っておりますので、その点、ご理解よろしくお願いたします。

当然、そういった東部連合の議長とも十分相談して進めていく問題だと思っておりますので、ご理解のほうをよろしくお願いたします。

○議長（岡田 勇君）

6番、岡本議員。

○6番（岡本正意君）

いわゆる試算はされているだろうということはわかりましたけども、やはり大変予算を伴う問題ですから、関係の自治体である和東町の議会に対しても早急にそれを示す責任が私はあると思うんです。そこはぜひそのつもりで対応いただきたいというふうに、これは要望だけしておきたいと思います。

もう一つ、これは町自身の業務ですけども、先ほど収集日、分別等の住民の方にかかわることについては迷惑をかけないと、変更は基本的にないというふうに言い切られましたけど、要は、いわゆる向こうでの処理先が変わるだけで、ここでの一般的にはそういったものは変更はないんだと言われましたけど、そうであるならばそれでいいんですけども、ただ、やはりまだ具体的に何も決まってないもとで、相手さんがいるもとで、それは相手との関係で一定そういった確認もとれた上でいわゆる収集日とか、今のような燃えるごみであれば月曜日と木曜日とか、今、ありますね、週2回収集とか、そういったことも含めて変更はないということで、確約はとれた上で言うておられるのですか。

○議長（岡田 勇君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えいたします。

ごみの収集業務、方向は基本的に、今、進めている。具体的には、細かい変更は今でもその都度やらせてもらっていますが、いわゆる方向として収集に当たらせていただく。そして分別収集というのもやりながらやってるといのは原則として、いわゆる基本としてという言葉を入れておきますが、変わらないと。日が変わったりとか、具体的な内容についてはわかりませんが、手法は、収集と業務は従来どおりやらせていただきたいと、このように思っております。

○議長（岡田 勇君）

6番、岡本議員。

○6番（岡本正意君）

ちょっと微妙な言い方をされましたけども、今現在行っている収集日であるとか、分別の方法であるとかいうことは、基本的に変更はないようにするという事で確認しておきたいと思います。そういうこともありますので、やっぱり早く対応を決めて、関係区だけじゃなくて、全ての住民の皆さんに対して、4月以降の方向はどうかということを一日も早く周知できるように、また説明できるように対応いただきたいというように思いますので、そこはぜひよろしくお願ひしたいと思います。

次にですね、住宅の問題なんですけども、まず、空き家バンクについて課長に確認しておきたいんですけども、今、5軒の登録があって、今後も2軒ほどの調整されている物件があるということでしたけども、先ほど町長が、要はトンネルが開通するまではって辺ですけどね、民間のそういったものが整備していただけるというような状況が整うまでは、空き家の活用を進める方向でって言われましたよね。そうである以上は、やはり一定の量というか、そういったものも確保していかないと、なかなか住まいを確保することができないということになると思うんですけども、実際どの程度の規模で登録をふやそうとされているのか、目標ですね、どの程度は確保したいというふうに思っておられるのか、その辺いかがですか。

○議長（岡田 勇君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（犬石剛史君）

はい、お答えいたします。

あくまでもこれは26年度に行いました調査なんですけども、19軒は潜在可能性がある物件というものがございました。

それで、昨年度の末ですね、12月、1月にかけて地元区長さんのほうを回りまして、今現在の状況、それから新たにふえた物件の状況というものを聞きまして、それで連絡がとれるところに関しては進めておるところでございます。

それで連絡がついて、実際に所有者の同意までもらったものが5軒で、さらに所有者も前向きなんですけども、なかなか同意書が届かないというような状況が今2軒ございます。そのほかの物件に関しましても、引き続き、区長さんを通じてであったり、ほかの所有者の方を知っている方を通じてですね、何とか空き家バンクにのせていただく方向で調整しているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡田 勇君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

ただいま岡本議員のご質問をいただいたところで少し誤解があったらと思ひまして、もう一回再答弁させていただきます。

今、岡本議員は、トンネルができてPFIが進むまでの間は空き家バンクでやりますと、こういうご質問で今取りました。

空き家バンクとやるのはこれから先、ずっとやらせていただこうと。ただ、手法としては、前から答弁させていただいたPFI方式もありますと。今、挙げておりますが、希望される業者がなかなかないわけなんです。隣の南山城村に聞いているんですけども、まだ和東までなかなかそういった業者がないわけです。

そういったときにもう一つの方法として、従来言っておりますPFI方式のやり方ですね、犬打峠トンネル化が出てきますと、そういった業者も出てくるのではないかと、こういうことを申し上げておりますので、それまでの間、空き家対策をやって、その後はこれでいきますよという問題ではありません。手法がふえるということでもありますので、今のご質問をいただいて、ちょっと誤解されているのかなど、こんなことを思いましたので、再度答弁をさせていただきました。

以上です。

○議長（岡田 勇君）

6番、岡本議員。

○6番（岡本正意君）

特別誤解はしてないんですけどね、いわゆる、今、言われたように、トンネルとか開通とかの条件整備がないと民間が入って来れないだろうということの中で、それまでは要は、だから町は独自に町営住宅を整備するということじゃなくて、あくまで民間を使ってということであれば、それが入ってくるまでは、結局、手がつけられないと。だから、そうなると、空き家に活用するしかないという意味では同じことやと思うんですよね。それだけに空き家を実際やるっていうんだったら、一定の数をそろえていかないと、なかなか受け入れができないということだと思いますので、質問させてもらったわけです。

それでですね、一つは、空き家バンクができたことはすごく前進なんですけども、課長にお伺いするんですけど、情報発信として実際ホームページに張りついてないということがありますね。要は、コーナーがちゃんとあって、今、言われるトピックか何かのところに登録物件をクリックすれば行くやつはありますけども、常設として置かれてない。そこに入ったとしても、やはりいろんな空き家制度の情報としてはまだまだ十分じゃないと思うんです。

ここにありますのは、奈良県の山添村のほうで空き家バンクもされているんですけ

ども、大変わかりやすい制度の説明や、また補助金の活用の説明、登録物件の紹介等がされております。大体外から来られる方というのは、ホームページとか、そういったものから入られて関心を引かれることが多いですのでね、もう少し情報発信として改善をいただけたらどうかというふうに思うのが1点です。

それと、もう一つは、先ほど言われました特区の関係なんですけどね、一応、ことから特区以外の、湯船以外のところでも特区よりは半額になるけれども、一定の補助金を出すようになりましたと。これは前進だと思っております。

ただ、やはりね、特区になるかどうかということは、いわゆる区に任されているわけでもありますし、強制するわけにもいかないと。だけど、住みたいと思う方はそんなことはどうでもいいわけですよ。ここは特区なのかとか、そうじゃないのかということによって選ぶわけじゃないんですから、そういう意味ではやはり特区の指定そのものの推進はされたらいいですけども、特区にかかわらず、やはり全町の統一した制度として、どこの地域に移住しても同じだけの援助を受けられるというようにしておかないと、やっぱりよろしくないんじゃないかと思うんです。そういう点で、制度自身の特区以外のところも同じ程度の補助していくということで改善すべきじゃないですか。それも含めて答弁をお願いします。

○議長（岡田 勇君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（犬石剛史君）

はい、お答えいたします。

まず、最初のホームページでの情報発信の方法なんですけども、以前も町民の方からそういうご指摘を受けまして、見直しを図りまして、今、そのホームページをクリックしていただくと、場所はわかりにくいというのは、また、それは検討させていただきますけども、空き家の外観というのを載せて、ちょっとはわかりやすく努力をしているところでございます。ですが、まだわかりにくい部分がありましたら、

その先進事例とかも含めまして参考にさせてもらいながら、改善を進めていきたいと思いを思います。

続いての補助金についてなんですけども、今、移住促進特区の制度自体は府の制度でございまして、確かに今の補助制度、府の半分といいますのは、町としては満額払っているとは。

具体的に言うと、府の特区になれば180万円の補助制度が受けれるんですけども、府が90万円、町が90万円という形の180万円でございます。それで、町の部分だけの負担は全区でいたしますよというのが、今回の調整した制度でございますけども、それを推進特区になってないところは町がさらに負担して、180万円までというのはなかなか制度上難しいと思いますし、あくまでも府の制度で、府全体で運用されているものでありますので、そちらのほうに従いたいと。和東町としてはできる限りの十分な手だてをとらせていただいたということでご理解いただきたいと思いをします。

○議長（岡田 勇君）

6番、岡本議員。

○6番（岡本正意君）

もちろん京都府の制度との関係でやられていることだと思うんですけどね、じゃあ、特区に指定されへん限りは、ずっとそういう差がついてしまっているということになると思うんですよ。だから、そういう点では、いつまでも特区にしがみつくとということじゃなくて、和東町のどこに住んでいただいても同じだけの補助を受けられるというようにしないと、やっぱりそれは政策としておかしいんじゃないかというように思っていますので、そこはまた見極めていただいて、統一した制度として運用いただけるようにまた検討いただきたいというように思うんです。

それとですね、いわゆる独自の町営住宅の整備という点でね、町長はずっと口を開けばPFIという話かされないんですけども、全国にはいわゆる子育てや若者の定住

促進住宅ということで、いわゆる公営住宅法とはまた別に独自に家賃を設定でき、入居資格についても一定の幅を持たせて運用するということがあちこちでされております。やはりそういったものが早急に私は必要だと思うんです。

これは先日、全員協議会で説明いただいた地方創生推進交付金に係る事業実施結果報告の中で、いわゆる外部有識者による効果検証の関係でご意見がいろいろ載っているんですけどもね、その中でも、例えばテレワークの環境づくりが整備されたけれども、町内に居住するための住環境整備が課題であるというふうに言われておりますし、転入者向けの住宅整備が必要で、空き家の活用も限界ではないか。空き家のリノベーションにお金がかかり過ぎると。いわゆる地震の際の安全確保等、安心安全に居住することが可能な住宅整備が必要不可欠であるという、こういったご意見もいただいていると思うんですね。

やはりトンネルができてからというのは、トンネルって今の段階でも7年後とかという話でしょう。実際、それが例えば本当にあってはならないけれども、いろんな災害とか毎年起こっている中で、国の予算の使い道とか、京都府の予算の使い道が予定どおりトンネルのほうに向けられるかということも不透明だと思うんですよね。そういう中で、それができてからということのを待って、何かそれから考えるということではですね、どんどんどんどんそれはやっぱりそれは人口というのは流出していきただけだと思うんです、今の状況を見れば。ですから、やはりそういう点では、ここで決断してですね、町としての独自に定住促進住宅というものを考えて、方針を持っていくということが私は必要な時期に来ているというふうに思うんです。

それで、この点で1点、町長に確認しておきたいんですけど、この点でいわゆるPFI方式ということをおっしゃるんですけどね、このPFI方式というのは、御存じのように、別に最近の話じゃないんですね。既に前からかなりこれは全国的にも国も推進したからやられてると。しかし、既にさまざまな問題が噴出して、問題が露呈している制度でもあるんですね。いわゆる民間の活力を活用して、行政としての出費を減

らすであるとか、もっとそれを推進できるであるとかということ期待されてこのPFI方式というものが導入をされていったけども、なかなかそういう目的になった、見合った効果が出ていないというのも一方で言われているんですね。町長はそういうこともちゃんと吟味されてね、そういうPFI方式の問題点も知識としてちゃんとわかって、吟味された上でこれをするならPFIだというふうに言われていると、これしかないみたいなことを言われますけどね、それはそういうことでよろしいですか。

○議長（岡田 勇君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えいたします。

この件については従来から町が直営でやるという状況じゃないと。しかし、大事なことは、そういう民間の知恵もかりながらやらせていただくということで、今、言われましたように、当初から出てきたのがその方式であったわけです。

今ではいろんな方式が柔軟に生まれてきています。民間を利用して、その方式一つではございません。だから、「等」という言葉を入れるのが適切であったかもしれませんが、やっぱり民間と供用してやるというのが一つの方策だというふうに伝えてきました。

ところがもう一つは、ここはまだこれからの検討なんですけども、空き家対策というのがありますから、空き家をどのように利用するかというのがこれから議論をいろいろとしていかなきゃならない。そういう観点から、いろいろと生まれてくる可能性はありますが、そういったことを含めながら、先ほどいろんなところからご提言いただいている内容についても吟味しながら、今後の方向を考えていきたいと、このように思っております。

ただ一つのほうに固執してということではないわけです。どうしたら実現でき得るかという方向の中で柔軟に対応すると。ただ、柔軟に対応できないところは、やっぱ

り和東町は先ほどもありますように、財政状況が非常に厳しいというのが、これは否めない事実であるわけです。この辺のところに直接運営的に経費のかかるものは避けていかなきゃならないと、このように思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡田 勇君）

6番、岡本議員。

○6番（岡本正意君）

この間ですね、この問題については質問もさせていただいて、ただ、やはり住宅が必要だっていうことはかなり共通認識になったと思いますし、そうでないと、これだけ交流人口はふやしていっても定住していただく人口の増にはつながっていかないというのが大きなネックになっていることは明らかだと思えます。

もちろん言われるように、さまざまな手法を取り入れて実現可能な方向でということとは私もわかるんですけども、ただ、やはり町として一定責任を負った中での事業も選択肢として検討いただくことはね、どうしても民間というのはあてにすればするほどですね、やはりもうけのこともありますから、あてにならない部分もあります。質の面でも、今、いろいろ民泊の問題とかで京都市内等を中心にいろいろ問題も起こっておりますけども、やはりそういった問題も起こりがちです。ですから、一定数、町として、行政として責任を負った定住促進住宅というものをぜひこの際、検討いただけるように強く改めて要求をしておきたいというふうに思います。

それでですね、次に、シルバー人材センターですけども、今、未来づくりセンターのほうで鋭意検討いただいているということですけども、改めて京都府下の人材センターの開設の状況を確認しましても、南山城村はいろいろ課題もあるとは思いますが、でも、でも、一応、立ち上がっておられます。それを見ますと、府下でいいますとね、ないのは笠置町と和東町と井手町だけなんです。だから、これはずっとこういう状況がありますし、お隣の奈良県などを見ても、和東町よりも人口が少ない自治体におい

ても、センターを持っておられるということがほとんどです。そういう意味でも、もちろん100%十分な意味でのセンターになるかどうかということはありませんけども、ただ、やはり今できる範囲でのセンターの設立というものを早急に具体化していただきたいなと思うんですが、もうちょっと確認なんですけども、これからいつまでも何年も先じゃなくて、本当に来年度をめどに、一定、形にしていきたいなと思うんですが、そこはどうでしょうか。

○議長（岡田 勇君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

お答えいたします。

先ほどのように、シルバー人材センターとして古くから持っておられるというか、そのまま継続されている面が多いんですが、1万人ということで補助金対象になっているということも新たにつくる場合は大きな一つの条件になっています。

ただ、和東町は今までから持っておりませんが、その間、社協でいわゆるそれに類似したような形で、福祉ですけども、そういう観点からそれを補っている面があります。しかし、これは補いだけでありますので、早急に進めていく必要があるということで、前回からも申し上げておりますように、広域で取り上げると。これも、今、南山城村が先ほど言いましたように、任意団体というんですか、そういう補助団体ではないわけですから、非常に課題を抱えておられます。その課題解決と笠置のゼロ、和東のゼロを合わせて、これで一つ実現しよう。一つの方針として、未来づくりセンターの方針として取り組んでおりますから、まずはこれを早期に実現させるという方向で進めてまいりたいというように思っております。

今後はこういったことが大事だということは十分承知いたしております。高齢化してくる時代に雇用者の確保、こういったいろんな面から大事になってまいります。そういう意味で、また違った意味の案内制度も生まれてくるだろうとは期待しておるん

ですけれども、時代の流れはやはり高齢者を大事にしていく方向で進んでいると。こういうことから重要なセンターだというように理解いたしておりますので、まずは今、進めている最中のやつを実現させるという方向でご理解をいただきたいと、このように思います。

○議長（岡田 勇君）

6番、岡本議員。

○6番（岡本正意君）

とにかく先延ばしにならないように、とりあえず形にさせていただいてですね、まずスタートをしていただきたいということで重ねてお願いしたいと思います。

残り2分しかないんですけれども、最後に保育の関係ですけれども、いわゆる国から具体的な制度設計が示されていないということで、具体的な答弁はなかったんですけれども、ただやはり一定言われたように、3歳児以降の部分は全部対象にしていく。また、0歳から2歳児に住民税非課税世帯を対象にするという方向性は出ております。和束町は幼稚園はありませんから保育園にほぼ行かれますから、だから、そういう意味では大変わかりやすいと思うんですね。そういう意味では、町として今の示されている部分でのシミュレーション等を早急にやっていただいて、どういう状況になるのということをごぜひそこは検討いただきたいというふうに思うんです。

私、町長にこの際もう一つ要望しておきたいのは、先ほど保育園のほうで保育料以外の部分で保護者とも相談しながら、軽減になるようにということで、今、検討いただいていること自身は大変前向きな答弁として受けたいと思うんですけれども、そもそも保育料そのものを国の動きは別として町として無償化を実現していくと。最低限0歳から2歳児についても、住民税非課税部分以外でも町としてカバーしていくという方向をごぜひ検討いただきたいと思うんですけれども、そこだけ答弁をお願いします。

○議長（岡田 勇君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

保育所という観点から、もう一つ大きく考えていきますと、和東町は子育て支援というのは大事な施策であろうと思います。そういった面から考えるならば、子育て支援というところとどう整合させるかということが大事だと思っておりますので、そういう方向で検討してまいりたいと、このように思っております。

○議長（岡田 勇君）

6番、岡本議員。

○6番（岡本正意君）

一応、きょうはこれで終わりますけども、特に初めに言いましたクリーンセンターの稼働が来年3月末までということですので、これは住民の皆さんの毎日のごみの問題にかかわる問題です。連合か町かというような区別よりもね、やはり一日も早く方向性を出していただいて住民の方に周知していただくということが、今、一番求められていると思いますし、地元の方にちゃんと理解していただくという作業を早急にやっていただくことが、今、一番、町としてというか、連合としてもしていただくことだと思いますので、そこは重ねて強く要望して、質問を終わりたいというふうに思います。

終わります。

○議長（岡田 勇君）

岡本正意議員の一般質問を終わります。

会議の途中ですが、ただいまから午後1時30分まで休憩をします。

休憩（午前12時11分～午後1時30分）

○議長（岡田 勇君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

竹内きみ代議員。

○ 8 番（竹内きみ代君）

それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

今回の質問は、「人生 100 年時代」を見据えて、定年後の人生を健康で豊かに過ごすために行政が取り組むべきこととして、七つの観点から質問をさせていただきます。

昨年、日本でもベストセラーになった「ライフ・シフト 100 年時代の人生戦略」が各方面に多くの反響を呼びました。同書では、「長寿化がもたらす恩恵は、せんじ詰めれば『時間』という贈り物」であり、「人生が長くなれば、目的意識をもって有意義な人生を形づくるチャンスが生まれる」と、プラス思考で長寿化をとらえています。

現在の日本人の平均寿命は男性が 81 歳、世界第 3 位、女性は 87 歳で世界第 2 位、男女とも 6 年継続になりました。厚労省は、健康の高まりと医療技術の進歩もあり、今後も伸びることは十分考えられるとしています。

私たちは、学校教育を受け卒業後、仕事を経験した後、60 歳で引退する、そういった人生から、長寿化の進行によって 100 年以上生きる時代をこれから迎えようとしています。

また、60 歳定年を迎えた後の次のステージでどんなことを生きがいとして生きていくのか、そして行政は、住民サービスの向上、さらには医療費抑制の観点で、住民の皆様がいつまでも元気で暮らしていただくためにどんなサービスに取り組まなければならないのかについて質問させていただきたいと思います。

そこで 1 点目は、いきいき元気塾、すこやかファイト教室、シニアライフサポート学級での介護予防事業の成果と今後の課題について伺います。

2 点目、これまでも何度か、がん検診・特定健診については質問してきました。本町においては、受診機会拡大のため、がん検診と特定健診のセット健診での「茶源郷ポイント事業」として他町村に先駆けて実施をしていただいています。

また、個別案内の受診勧奨にも努力をしていただいておりますが、前回平成22年度の質問時では、受診率が上昇していない状況でした。そこで、この数年間のがん検診・特定健診の受診実態と今後の受診率向上に向けての取り組みを伺います。

3点目は、高齢化が進行する中で、単に長生きするという寿命の長さではなく、健康で生き生きと暮らせる期間である健康寿命を延ばしていくことが大切だという視点から、健康寿命の延伸と健康格差の縮小が注目されています。

また、今後、医療費や介護費用など、年々膨らむ社会保障費の面からも、健康寿命の延伸は重要な課題となっています。「健康日本21」第2期の指針について取り上げた以前の質問時点では、平成26年のデータによりますと、本町における健康寿命は、男性が77歳、女性は84.4歳で、府内の平均数値よりも上回っている状況があり、すばらしい成果であることがわかります。が、しかしこの平均寿命と健康寿命の差を今後、どれだけ縮めることができるか。ここが大きな課題となってきます。

そこで、現在の平均寿命と健康寿命の差はどのような数値になっているのでしょうか。健康寿命延伸目標数値、そして今後の取り組みについて伺います。

4点目は、高齢者の就労支援について伺います。

平成29年版の「高齢者白書」によれば、全就業者数に占める65歳以上の割合が、平成19年当時は8.3%であったものが、28年では11.9%まで拡大し、労働力人口に占める高齢者の比率は、この間、上昇傾向にあります。

また、現在仕事をしている高齢者の4割が「働けるうちはいつまでも」働きたいと回答し、70歳ぐらいまで、もしくは、それ以上との回答と合計すれば、約8割が高齢期にも高い就業意欲を持っているとの調査結果が示されています。

元気で行動的な高齢者、いわゆるシニア層の就業などの社会参画を促進することは、健康維持や生きがい創出、さらには地域の活性化にもつながります。本町では、高齢者の就労機会として社会福祉協議会や活性化センター等の関係団体と連携し、茶業を初めとした福祉や観光等で高齢者が働く就労機会の場に努めるとありますが、その後

の計画について伺います。

5点目、最近フレイルという言葉をよく耳にしますが、フレイルとは、体の状態が「健常」から「要介護」になる前段階のことであり、フレイルの特徴は、適切に対応すれば再び健常に戻れる可逆性があることです。しかし、フレイルに適切な対応がないと要介護になってしまうことや高齢者のフレイルは生活の質を落とすだけでなく、さまざまな合併症も引き起こす危険があります。高齢者がふえている現代社会において、フレイルに早く気づき、正しく治療や予防することが大切です。特定健診とともにフレイルチェックについても、65歳以上の方を対象に実施をされている自治体もふえてきました。本町でも導入できないかお伺いします。

また、厚生労働省と日本歯科医師会が推進するこれまでの「8020運動」に『オーラルフレイル』という新たな考え方を加え、年齢を重ねても「食べる力」を維持するオーラルフレイルの予防対策を訴えています。

そして、口腔機能の維持向上により、低栄養や筋力低下を予防することは、高齢者の健康寿命の延伸に大変重要です。

ちなみに、高齢者を対象とした歯科健診は、歯周疾患の検診のみならず、口腔ケアの役割も果たし、誤嚥性肺炎の予防にもつながります。

健康寿命の延伸が叫ばれている中、健康増進策や介護予防施策となる歯科検診、口腔ケア検診を実施できないかお伺いします。

6点には、受動喫煙防止対策についてお聞きいたします。

喫煙は、喫煙者本人だけでなく、たばこから立ち上がる副流煙にさらされる受動喫煙で周囲にいる人の健康にも影響を及ぼしています。健康増進法第25条には、学校、体育館、病院、集会所、展示場、官公庁施設、飲食店、そのほか多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるように努めなくてはならないとあります。

動喫煙の防止が平成15年に健康増進法の「努力義務」とされてから15年経過し

ました。この間、厚生労働省の喫煙の健康影響に関する検討会が取りまとめた報告書では、喫煙は、肺がん、喉頭がん、胃がんなどに加え、循環器疾患や呼吸器疾患なども因果関係があることが示されています。そこで、町内公共施設の敷地内全面禁煙など、実行できる受動喫煙対策は進んでいるのか。また、今後どのように取り組まれるのか伺います。

7点には、高齢者の肺炎球菌ワクチンについて質問します。

肺炎は日本人の死因の第3位を占める重大な疾患で、高齢になるほど重症化しやすく、高齢化に伴い死亡者数も増加している現状があります。そこで、本町では、平成23年度から京都府下でもいち早く、70歳以上の高齢者を対象に2分の1の助成に取り組み、平成26年からは、節目検診以外の方にも高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種費用の助成を実施していただいているところではありますが、平成31年度からは定期接種は65歳のみを対象となります。66歳から69歳までの方の救済措置はどのようにお考えでしょうか。また、これまでの受診者数と啓発についても答弁願います。

以上でございます。

○議長（岡田 勇君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

竹内議員の一般質問にお答えをさせていただきたいというように思います。

最初に、内容について相当具体的な施策についてご質問いただいておりますので、そういった点については担当課長のほうからも答弁させていただきまして、全体的なことをお答えさせていただきたいと思います。

最初に、人生100年時代を見据えて、定年後の人生を健康で豊かに過ごすために、行政が取り組むべきことについて答弁させていただきます。

平成29年9月には首相官邸で、人生100年時代構想会議が開催されました。高

年齢者から弱者まで、全ての国民が元気に活躍し続けられる社会をつくる必要があり、人づくり改革が必要であるとされました。特に、定年後の人生を豊かに過ごすために行政が取り組むことといたしましては、高齢者の雇用の促進や継続雇用など、政府として関係環境の整備などを進めていくことになっております。本町といたしましても、政府や京都府の動きを注視しながら施策を進めてまいりたいと考えております。

これにつきましては、先ほど言われましたように、学校を出て、そして就職して、就職後のほうが非常に長い人生の中で占めてまいります。そうした生き方が非常に大事だと。このときに和東町としても地域力、産業、全てを生かして対応できる方向を検討し進めてまいりたいと、このように思っているところであります。

次に、健康寿命の延伸目標と今後の方策はについてでございます。

本町の健康寿命は、平成26年度で男性77.51歳、女性83.73歳と、京都府平均より男性については1.64歳下回り、女性は0.67歳上回っております。ただ、今回作成しました第7期高齢者保健福祉計画に目標値は設定しておりませんが、今後、関係機関とデータ連携していく中で目標値を設定し、要介護状態とならないよう介護事業所等と連携を図り、介護予防事業や健康事業をより充実させ、健康寿命の延伸に努めてまいりたいと、このように考えているところであります。

次に、7の肺炎球菌予防接種の制度改正を見込んだ救済措置についてであります。これについては、予防接種法により、平成31年3月末で定期の予防接種として65歳から100歳までの5歳刻みで実施させていただいております。来年度からは制度改正により毎年65歳になる方のみ定期の対象となるわけですが、定期接種の対象期間に接種できなかった方は、町独自の施策として4,000円の補助制度をお一人1回設けておりますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

1、2、4、5、6については担当課長より答弁いたしますので、よろしく願いいたします。

ありがとうございました。

○議長（岡田 勇君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

竹内議員の一般質問につきまして、私からは1、2、4についてお答えします。

まず初めに、人生100年時代を見据えて、定年後の人生を健康で健やかに過ごすために行政が取り組むべきことについての1. 生き生き元気塾、すこやかファイト教室、シニアライフサポート学級事業の成果と今後の課題について答弁させていただきます。

このうち生き生き元気塾、すこやかファイト教室につきましては、平成29年度より開始いたしました介護予防日常生活支援総合事業により事業展開しております。実績といたしまして、昨年度につきましては、生き生き元気塾は延べ629人の参加、すこやかファイト教室につきましては延べ606人の参加、シニアライフサポート学級につきましては延べ711人の参加をいただいております。

シニアライフサポート学級につきましては、参加人数等教室の回数が若干動きますので、延べ人数につきましては変動いたしますが、平成29年度につきましては延べ801人の参加をいただいております。この参加につきましては、窓口で来られました住民さん方の相談などを受けている中で、基本チェックリスト等々行っていただきまして、1次予防の対象者、2次予防の対象者に分類させていただきまして、要介護状態にならないため介護予防の事業として紹介し、参加いただいているところでございます。介護予防日常生活総合支援事業によりまして、より充実した介護予防事業を進めてまいります。

今後の課題といたしましては、住民の皆様にも、より早く事業が浸透し、多くの方に介護予防に関する意識の向上が図れ、また事業を周知できたら、さらなる参加者の人員の向上にもつながると考えております。

次に、2番のがん検診・特定健診の実態と今後の課題について答弁させていただきます。

ます。

がんの種類別に、特定健診に合わせて行っているがん健診と町内各所への巡回バスによるがんの健診、また社会福祉センターでの集団健診を行っております。また、子宮がん検診と乳がん検診につきましては個別の検診も現在行っております。

種別の受診率でございますが、胃がんにつきましては、平成26年度は5.9%、27年度は5.5%、28年度5.7%、29年度につきましては8.0%、肺がんにつきましては、同じく26年度は38.5%、27年度は39.2%、28年度は39.4%、29年度につきましては37.1%となっております。

大腸がん検診につきましては、26年度、25.4%、27年度は25.8%、28年度26.3%、29年度は28.4%となっております。

乳がん検診ですが、26年度18.2%、27年度21.3%、28年度は23%で、これにつきましては集団検診でございます。29年度から集団と全体の検診と分かれて行いました。29年度の集団につきましては20.7%、全体につきましては23.4%。この全体といいますのは、個別のほうでございます。

続きまして、子宮がん検診でございます。26年度11.6%、27年度は12.2%、28年度10.9%、29年度11.1%。子宮がん検診個別との全体合計いたしますと、26年度は17.4%、27年度につきましては18%、28年度は17.4%、29年度は17.9%。

前立腺がんにつきましては、26年度21.1%、27年度23.0%、28年度25.5%、29年度は26.5%となっております。

今後さらに受診率を上げるから今後の課題となっております。

特定健診につきましては、後ほど税住民課長が答弁いたします。

次に、4番、高齢者保健福祉計画に就労機会の確保とあるが、計画はについて答弁させていただきます。

これにつきましては、今現在、社会福祉協議会に事業委託しております軽度生活援

助サービス事業や外出支援サービス事業の協力員や、また新茶の時期につきましては農村振興課等で茶摘みの摘み子等の募集なども行っていただいておりますので、関係機関と連携を図りながら高齢者の就労事業を進めてまいりたいと考えております。

あと1点だけ、5番のフレイルチェック、歯科検診、口腔ケア検診ができないかについてですが、これについてはまた後ほど税住民課長のほうから答弁があると思いますが、フレイルにつきましては、現在、福祉課としては、各地区で開催されておりますふれあいサロンの中で、保健師によりましてフレイルの予防についての説明を毎回ではございませんが、定期的に説明とかはさせていただいておりますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

私のほうから以上となります。

○議長（岡田 勇君）

税住民課長。

○税住民課長（細井隆則君）

続きまして、竹内議員からの一般質問に対しまして、私からは、ご質問の（2）と（5）につきまして、一部、福祉課長の答弁と重複する部分もあるかとは思いますが、答弁申し上げます。

最初に、（2）につきましてですが、特定健診の実態と今後の課題ということでお答え申し上げます。

平成20年度から医療保険者に義務づけられました特定健康診査、特定保健指導は、内臓脂肪型肥満、いわゆるメタボリックシンドロームに着目し、生活習慣病予防のための保健指導を必要とする者を抽出し、リスクの重複があり、保健指導の対象となる者に早期介入し、行動変容につながる保健指導を行うことを目的としております。対象は40歳以上75歳未満の被保険者となっております。

受診される方は、和東町が発行しました受診券と受診票を町内の医療機関、三つございまして、そちらのほうに受診し、血圧や血中脂質検査、血糖検査などの基本的項

目と医師に判断によりますが、貧血検査や心電図検査などを受けます。

結果につきましては、情報提供レベル、動機づけ支援レベル、積極的支援レベルの3段階に分かれます。動機づけ支援、積極的支援の方が特定保健指導の対象となっております。当初、国全体としては、特定健診の受診率の目標を60%としていましたが、現実はなかなかそれに近づかないというのが実情ではないかと思えます。

本町では、特定健診そのものを認知していただくことを目的としまして、対象者全員に受診券と受診票を送っております。また、広報紙などを通じての周知、また各区の区長さんに啓発物品の配布もお願いしてまして、受診率の向上に努めているところではありますが、より受診しやすい環境づくりのために、平成28年度から本人負担、それまで1人1,000円いただいていたものを無料化という形とさせていただいております。

受診率についてでございますが、今、22年度以降の数字しか持ち合わせておりませんので、申しわけないんですが、22年度から25年度までは36%台で上下しておりました。26年度には34%を切るような状況となっておったんですが、先ほどの無料化の成果が出たと思えますが、28年度は37%強、昨年度は40%弱と上昇傾向にあり、相楽の市町村内でも精華町に次ぐ率となっております。しかしながら、国が目標とする60%にはほど遠い状況でございます。さらなる受診率の向上をするための取り組みが求められておりまして、竹内議員から、以前からご提案いただいております被保険者に対する直接的な声かけ、それも一つかなというふうには思っております。

ただ、その手法について、本町の限られた体制の中ではなかなか戸別放送もしたいとかいうのは難しいかもしれないんですけども、横の連携を密にして、あらゆる機会をとらえて周知・広報したいというふうにご考えております。

また、受診率が向上するだけでは特定健診の目的は達成できません。先ほど申し上げましたように、保健指導の対象となる人に早期介入して、行動変容につながる保健

指導を行うことを目的としております。さらには、行動変容の結果、メタボの改善率を上げること、これが本来の目的であるというふうに考えております。被保険者1人1人の意識の持ち方にもかかわってくると思うんですが、意識を持ってもらうための努力、これをしなければならぬと思いますので、こちらについても、保健師あるいは地区の具体的には栄養士会とか、その辺のご協力を得ながらアプローチしてまいりたいというふうに思います。

次に、（５）のフレイルチェック、歯科検診、口腔ケア検診についてでございます。

先ほど福祉課長から、ふれあいサロン等におけるフレイル予防について触れられておりましたので、私は国保の立場のほうから答弁申し上げたいと思います。

人生100年時代、健康で豊かに過ごしたいものです。ことし6月に安倍内閣総理大臣を議長とする人生100年時代構想会議が発表した人づくり革命基本構想では、高齢者から若者まで全ての国民に活躍の場があり、全ての人が元気に活躍し続けられる社会、安心して暮らすことのできる社会をつくる必要があるとされ、その中で、人生100年時代を見据え、意欲ある高齢者に働く場を準備することがうたわれています。

具体的には、65歳以上の継続雇用年齢の引き上げに向けた環境整備、高齢者の雇用促進策などが盛り込まれています。

意欲ある高齢者が意欲ある限り働き続けられるためには健康長寿の実現が不可欠で、そのためには、より早期、つまり日常生活に大きな支障を来していない段階からの介入が必要です。フレイルとは、体重の減少、疲れやすさ、歩くスピードや筋力の低下など、このままでは要介護の状態になる可能性が高い状態、このような状態をより早期の段階で早くすることが求められております。

フレイル予防には三つの要素があって、栄養、しっかりかんで食べる、運動、しっかり動く、社会参加、しっかり社会とつながるが柱となっております。しっかりかんで食べるためには、そしゃく能力、嚥下能力はもちろんのこと、自分の歯をより多く

残しておくことも重要です。

また、世界で最も罹患者の多い感染症と言われます歯周病、糖尿病との関連性が大きく、歯周疾患を予防することは生活習慣病の予防にもつながります。本町の特定健診におきましても、今年度の受診票の一部修正を加えまして、食事をかんで食べるとの状態をお尋ねする質問項目を設けております。これは全国的にやられているとは思いますが、これにつきましては、歯周病や虫歯などで歯を失うことによって、口腔の機能やそしゃくする機能が衰える。それによって野菜の摂取が減り、食べやすい脂質や炭水化物が増加することで生活習慣病のリスクが高まるということから、この項目を設けております。

こうしたフレイルチェックなどを特定健診とあわせて実施している保険者、ネットで探しますと神戸市などがあるようでございます。全国的には、先ほど議員のほうからふえてきているということでお話しいただいておりましたが、京都府内では健康担当部門が実施しているところはあるようでございます。

こうした検診を特定健診とあわせて実施する場合、歯周疾患検診であれば国保の調整交付金の対象とはなるようですが、国保サイドだけでなく健康部門との連携によって、国保の被保険者だけではなく、住民全体への取り組みがより重要であると考えております。

ビッグデータの分析により、坂道の多いまち、公共交通機関がある程度充実しているまち、つまり車に乗る必要がない、歩く機会の多い、逆に言えば、歩かざるを得ないまちほど認知症の方、要介護の方の率が低いという結果が出ているようでございます。しっかり動いて、健康教室など社会参加も積極的というのが理想ではないかというふうに思います。その理想の実現に向け、国保としてどのように貢献できるか、あるいは単独の国保だけでなく広域での取り組みを検討すべきであるというふうに考えているところでございます。

以上、竹内議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（岡田 勇君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

私からは、竹内議員の質問（6）受動喫煙防止対策、公共施設での対策は進んでいるかについて答弁させていただきます。

健康増進法の一部を改正する法律が本年7月25日に公布され、望まない受動喫煙の防止を図るため、多数の者が利用する施設等の区分を定め、その区分に応じて施設の一定の場所を除き喫煙を禁止するとともに、施設管理の権限を有する者が講ずべき措置等が法律で定められております。

国及び地方公共団体の責務につきましては6カ月以内に、また学校・病院・児童福祉施設や行政機関、いわゆる第1種施設につきましては、事前周知期間が設けられておりますが、1年6カ月以内に施行される予定でございます。

本町での事務文書につきましては、福祉課健康係が担当でございます。それぞれの施行期日までの間、受動喫煙の防止を図るために、和東町内の事業所及び役場を含む公共施設への啓発や周知など、必要な施策を推進していくものと考えております。

公共施設での対策の進捗状況でございます。

福祉課所管の施設につきましては、和東町役場は和東町B&G海洋センターでございます。

役場につきましては、平成29年4月より、和東町森林組合倉庫横及び和東町商工会館入り口横の屋外スペースを喫煙場所に指定させていただいております。

また、海洋センターにつきましては、玄関横の屋外スペースを喫煙場所として指定させていただいております。

改正後の法律では、役場は第1種施設に該当し、敷地内禁煙となる施設であります。ただし、屋外で受動喫煙を防止するために必要な施策が講じられた場合に喫煙場所を設置することができるということになっておりますので、福祉課の指導を受けながら

適正に対応させていただきます。

なお、農村振興課、福祉課所管の公共施設につきましても確認をさせていただきましたが、老人福祉センターについては、屋内、敷地内禁煙を既に実施させていただいております。

その他の施設におきましても、屋外の喫煙場所を指定していると回答いただいておりますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

以上、竹内議員の一般質問の答弁とさせていただきます。

○議長（岡田 勇君）

8番、竹内議員。

○8番（竹内きみ代君）

それでは、再質問させていただきたいと思います。

今回、国挙げて人生100年時代を見据えていこうということで、私も去年ベストセラーになりました「L I F E S H I F T－100年時代の人生戦略」という本を読ませていただきました。非常に生き方が変わるなという思いがいたしました。自分はいつまで生きるんだらうって、これはわからないことですが、本当に大切に生きていかなければならないというふうなことも改めて実感いたしましたし、また、行政としてはやっぱりやっていただかないかんことがいっぱいあるなというふうにも感じさせていただきました。

今、日本は高齢化社会で、今回発表になっております100歳以上の方が全国で6万1,000人いらっしゃると。昨年5万人やったと思うんですが、非常に健康寿命の延伸ということが、今、叫ばれております。そういった中で、これを生き切るには、やはり予防が一番大事であるなというふうに思っております。そして、働く場所、働くこと、そして生きがい、この三つをそろえることが、これが行政の役割であるというふうに思っております。

そこで、今回は1つ1つ細かいところまで質問をさせていただきました。初めに介

護予防、総合事業も含めまして、先ほど数の答弁をいただきましたが、600名とか800名とか、すごい数をいただいたんですが、これは延べ人数になるんでしょうか。その辺、再確認したいと思います。

○議長（岡田 勇君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

お答えします。

先ほど申しました人数につきましては、延べ人数になります。

ちなみに、1回1回的人数につきましてはですね、いきいき元気塾につきましては1回13.1人、すこやかファイト教室につきましては1回25.25人、シニアライフサポート学級につきましては1回およそ30人ということになっております。

シニアライフサポート学級につきましては、28年度は1回に29人の参加となっておりますので、1回当たりの人数につきましては、約1名ふえているということでございます。

ちなみに、事業回数でございますが、いきいき元気塾につきましては延べの人数は大きかったですけども、回数的には昨年度48回の開催、すこやかファイト教室につきましては、昨年度24回の開催、シニアライフサポート学級につきましても、昨年度24回の開催となっております。

○議長（岡田 勇君）

8番、竹内議員。

○8番（竹内きみ代君）

わかりました。

大体合計いたしますと、約100名ぐらいの方が参加をされているということですよしいんですね。

シニアライフサポートは非常に人気いいです。参加された方に感想を聞かせていた

できますと、やはりいろんな勉強ができて、すごく意識が変わると、楽しいというようなことを聞かせていただいております。担当課としてですね、この感想なり、この授業をやっていただいた声というのは集約されてますでしょうか。

○議長（岡田 勇君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

はい、お答えいたします。

シニアライフサポート学級につきましては、毎年度、授業が終了のときに合わせて参加者の皆様にアンケートさせていただきまして、そのお答えはいただいております。

今、竹内議員からお聞きしましたとおり、各参加者の方につきましては、各授業毎にいろいろとご感想いただいております。たまに管外研修とかも交えた中でやっておりまして、その1つ1つに割と丁寧なアンケートをいただいております、それをいただきまして、毎年、次年度の授業の参考とさせていただいているところでございます。

○議長（岡田 勇君）

8番、竹内議員。

○8番（竹内きみ代君）

アンケートをとっていただいているということで、そのアンケートの内容ですけれども、やはり先ほど答弁いただきましたがん検診、それから特定健診、ここに結びつけていくということが非常に大事であると思うんですね。ですから、健康の意識をそこでどのように持っていただくか。そして健診にどう結びつけていくか。

約100名の方が健診を受けられるとなれば、非常に受診率も上がってまいります。ですから、やはりそのところで健診にどう結びつけていくかということが非常に大事な観点であると思います。その辺いかがですか。

○議長（岡田 勇君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

はい、お答えいたします。

おっしゃるとおり、受診率の向上、また住民の皆様の健康のためにも、この参加者の方につきまして、健診のほうにご参加いただけるというのはとてもありがたいことかと思えます。

ただ、全員が今現在受診されてないとは思いませんが、確かに、まだ受診されてない方もいらっしゃると思いますので、そこは随時啓発していく中で進めていきたいと思えます。

ちなみにですけども、この事業の中では、たしか運動教室とかも開催してございまして、そのときにはまた皆様には、がんと特定健診とかのご案内も一通りのことはさせていただいておるんですけども、さらなる受診率の向上のためにもう少し変わった形でまた皆様に啓発していきたいと思えます。

○議長（岡田 勇君）

8番、竹内議員。

○8番（竹内きみ代君）

今後の高齢者の推計ですけれども、今、和東町では第7期介護保険の事業計画、第8次高齢者保健福祉計画を出していただいております。この中身を見ますと、どこまで和東町に先まで見込んでいただいているのかなという思いで改めて見させていただきますと、団塊の世代が75歳になる平成37年、2025年でございますが、このときに65歳以上の高齢者の方が49.4%になる。約50%になります。次のページですが、そのときに要介護者がどれだけふえているのかと見ますと、この2025年では認定者数は24.3%になる。約4分の1の方が要介護者になるということがわかります。そうしますと、やはり介護保険が非常に膨らんでくるのではないかとい

う思いがいたします。

介護保険制度が導入されましたのが平成12年でございます。そのときは介護事業費が2億円ぐらいでスタートしたと思います。現在では5億5,000万円ぐらいになっております。この団塊の世代が到達する2025年にはどれぐらいの試算になっているのか。ここには出ておりませんので、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（岡田 勇君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

はい、お答えいたします。

第7期の介護保険事業計画策定の際に試算しました数値といたしましてはですね、平成37年に当たるかと思っております。このときの介護給付費の見込み額といたしましては、6億5,100万円余りの金額を見込んでおります。

○議長（岡田 勇君）

8番、竹内議員。

○8番（竹内きみ代君）

約6億5,000万円といたしますと、1億円ぐらいが伸びるという計算になるかと思っております。それで、1億円といたしますと非常に大きな金額でありますし、そこの予防に力を入れることによって、その1億円を下げられるのではないかという、そういう思いもするわけではありますが、先ほど特定健診は10年なるというふうに言っていたきました。その中でレセプトができるようになって、指導とか、より細かい明細がわかるようになったということで今やっていただいております。

その中で、どんなふうに課長として感じていらっしゃるかわかりませんが、やはり受診率をふやすためにコールリコールということをやっている自治体が出てきました。一方的に「受けてください」、「受けてください」という連絡はもとより、受けられなかった方に対してコールリコールしていこうという、そういう自治体もふ

えてきました。そして、厚労省もそれを推奨しております。

市町村が対象者の状況を把握すること、それから受診緩衝の手段としてコールリコールが有効であるとの報告も行いましたというふうに厚労省が書いております。ですから、やはりこのコールリコールに対しまして、これは費用はそんなにかからないと思います。

また、手紙、電話、これも活用してやっていこうというふうに厚労省は言っております。ですから、このことに関して何か手を打っていただきたいと思うんですけれども、住民課長、お願いします。

○議長（岡田 勇君）

税住民課長。

○税住民課長（細井隆則君）

はい、お答えいたします。

現状の体制の中でなかなかそこまで手が回っていないというのが現状でございますが、ただ、それで手をこまねいているわけにもまいりませんので、保険者努力支援制度、その辺ちゃんと調べまして、適切に受診率向上を目指してあらゆる手段を講じていきたいと思っております。

○議長（岡田 勇君）

8番、竹内議員。

○8番（竹内きみ代君）

ぜひ検討していただきたいと思っております。既に始まっている自治体もあるそうでございますので、よろしく願いいたします。

それから、フレイルですが、健診に入れていただいたらどうですかという質問をさせていただきました。課長としては、神戸市でやっていますよというふうにお調べいただきました。無視しないで調べていただいただけでもありがたいなというふうに思いますが、やはりフレイル健診というのは非常に大事やと思うんです。

口腔ケア、それから歯科検診、これは人間が生きていく上で、年をとっていきますと誤嚥にもなったり、また、かむ力、そういったことも非常に大事な部分なんです。ですから、こういうこともやはり健診に。1億円、介護保険料が伸びることを思ったら非常に安く事業としては成り立っていくんではないかと思います。

このフレイルの住民健診ですけども、簡単にできるそうです。10分ほどあればできると書いてございました。ですから、ぜひともそこは入れていただきたいと思うんですけど、町長、いかがですか。

○議長（岡田 勇君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

これからの高齢化社会においてはですね、介護にかからない元気なお年寄りというのが基本になります。そういう意味で、先ほどの受診率も大事です。今、言われたチェックも大事です。そういうものを確立していくというのは大きな課題だろうと思います。

私も、もう少し原課と細かく打ち合わせしながら進めていかないと、即答というのはなかなか難しいわけなんですけど、私がいつも思っておりますのは、和束町はその以前に一番大事なのかは、それぞれの個人の意識をどう変えていくか。先ほど意識改革、意識のことも質問にありました。私はやっぱり元気に生きていく意識、社会参加する意識、いろんな参加する意識が働かないと、いろんなところでご案内させてもらっても受診率につながらない。

国が言っている60%に高める方向で、そして介護の中でも非常にまだ郡内でも高いほうでありますので、何とか努力して下げる方向として、今、言われた方向というのも認識して、今後、十分参考にさせていただきながら方策を検討してまいりたいと、このように思います。

○議長（岡田 勇君）

8番、竹内議員。

○8番（竹内きみ代君）

その次、健康寿命ですが、26年度の結果をお答えいただきました。それによりますと、和東町では健康寿命が高いということで、非常にこれは喜ばしいことであるというふうに思っております。

平均寿命と健康寿命の差が少ないということは、男性の方は1年余り病んで、あちらの世界に行かれると。また、女性にとっては、その差が3.9年と、全国から見ますと非常に元気でお暮らしいただいているというのが和東町の実態でございます。

京都府にしますと、京都府は結果が非常に悪いんです。健康寿命の計算の仕方とか、そういうのをこれから発表するというふうに京都府はおっしゃっておりますが、京都府全体としては非常に悪いので、これから分析データを使い、しっかりと取り組んでいくというふうにおっしゃっております。

京都府が言っているのは、健康寿命をこれから5年間で1歳延伸する。この1歳というのが非常に大きな数値なんです。0.幾らとかいうのはあるんですが、5年かけて1歳延ばしていくと京都府が指針を出しましたので、和東町としても目標を掲げていただきたいと思うんです。

先ほど福祉課長から答弁いただきましたが、目標はまだ定まっていないということでもございましたので、やはり何をするにも目標がなければそこ到達いたしませんので、その目標を決めていただきたいと思います。それに合わせて、これだけ元気な方がいらっしゃるまち、高齢者が元気で暮らすまち、和東というような、そういうタイトルを掲げませんか。町長、いかがですか。

○議長（岡田 勇君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

今、ご質問いただきましたように、ぜひとも第7期の高齢者保健福祉計画、これは

目標よりなかなか今のところはできておりません。ただ、いろんな施策の中で、言われましたように、目標値を持ってそれに近づけていく努力こそ行政推進の向上につながる、目的達成につながると、こういうご質問の趣旨を十分理解させていただいて、今後の運営に当たらせていただきたいと、このように思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（岡田 勇君）

8番、竹内議員。

○8番（竹内きみ代君）

テーマはどうか。

○議長（岡田 勇君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

テーマ。

○議長（岡田 勇君）

8番、竹内議員。

○8番（竹内きみ代君）

もう一度やらせていただきます。

「高齢者が元気で暮らすまち和東町」というようなテーマで高齢者が生き生きと暮らしていますよという、そういうアピールをされませんかというふうな質問をさせていただきました。

○議長（岡田 勇君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

ぜひ、そういったものも、私の持っている数値と出し方が違う面がありますから、今、ご質問がある数字であるならば、積極的にアピールする必要があります。この数

字を持ってまちづくりにも生かせると思います。大事なことだと思いますので、ぜひともそういうものも掲げて、町の方向、和東町の元気なまちですね、高齢者のまち、これを訴えてまいりたいと、このように思います。

○議長（岡田 勇君）

8番、竹内議員。

○8番（竹内きみ代君）

福祉課長にお尋ねするんですが、健康寿命の計算の仕方というのはどういうふうにするんでしょうか。

○議長（岡田 勇君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

お答えいたします。

私、勉強不足で、健康寿命の計算の仕方については詳しくは存じてございません。

○議長（岡田 勇君）

8番、竹内議員。

○8番（竹内きみ代君）

介護保険の介護状態区分における要介護2から5の認定者数を不健康という形でみなして算出するというふうに書いておりました。ですから、介護保険の要介護者でない限りは元気な方というふうな健康寿命の計算の仕方がありますので、しっかりと数が漏れないように計算をしていただきたいと思います。

次に、就労ですが、きょうはたくさんの方から就労の問題が出ております。今回は福祉の中での就労ということを取り上げさせていただいております。社協さんの軽度生活、また活性化や観光でございます。そういったところを私はマッチングさせていくことが非常に大事だと思います。

高齢者の方は長時間働くのではなくて、やはり年金にプラスになるような、日にち

を決めて、また時間を決めて働く場所が欲しい、そういう声をよく聞いたりしますので、やはりそこのマッチングさせていくということは、これは行政の力でなくてはできないと思いますので、町長、その辺いかがでしょうか。

○議長（岡田 勇君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

お答えをさせていただきます。

今、言われましたように、高齢者にとって働く場というのは、雇用の場を創出することと、もう一つは、いろんな和東町なりのいわゆる基幹産業を生かしつつ、働く場がある、そういうことを考えますと、この両面いろいろありますが、今、言われた前者のほうはですね、いろんなセンターを通じて、現実、今、申されたことを十分配慮しながら、現在、雇用に当たっていただいております。これからもそういう気持ちで当たりますし、新しくまた雇用の創出は和東ならではの雇用の創出も見出していきたいと、このように思っておりますので、ご理解のほうをよろしく願いたします。

○議長（岡田 勇君）

8番、竹内議員。

○8番（竹内きみ代君）

肺炎球菌ワクチンですが、和東町は非常に手厚く助成をいただいております。それはよくわかっておりますが、来年度から65歳のみの補助と、国の支援は1回切りというふうになります。ですから、66歳から69歳までの方は町の支援にも入らないという、そういう実態がおきるわけでございます。ですから、65歳で受けるのを忘れたとなったら、もう70歳まで行って、そこで4,000円の補助を受ける。65歳で受けたら2,500円で受けられると、そういう差があるんですよ。ですから、そここのところを、やはりそれはちょっと不公平ではないか。

子育て支援は、今、手厚くなってきました。高齢者の方にもやはりそこは考えていただく余地があるというふうに思います。ですから、本当に66歳から69歳までのその4年間の方にどう対応するか、町長、これは必ず考えていただきたいと思います。

いかがですか。

○議長（岡田 勇君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えいたします。

確かに、これからの高齢化社会にとって大事なことでありますので、この制度が変わる趣旨というのはもう少し見定めていくことがあり、そのことによって、今ご質問があるような状況が生じてくると、こういうことであれば、今までの精神の後退にならないように、いわゆる原課とも十分協議しながら検討してまいりたいと思います。

もう少しいったところの動きをつかみながら、しかし、今、申し上げましたように、竹内議員もご質問いただいておりますように、和東町は今までから進んだ取り組みをしていただいていると。これに恥じないような形でですね、その精神というものを引き継いだ形で原課と十分検討させていただくと、こういうことをご理解をよろしく願います。

○議長（岡田 勇君）

8番、竹内議員。

○8番（竹内きみ代君）

肺炎球菌にしましても約40%の人しか受診していないというデータもございますので、やはりそこもまたご検討いただきたいと思います。

最後になりましたが、受動喫煙の件ですが、9月2日の京都新聞に出ておりました。山城地域では、宇治田原町と井手町が敷地内全面禁止に踏み切ったというふうに出ておりました。ですから、先ほども総務課長から答弁をいただきましたが、やはり今現

在の状況は外で吸っていらっしゃる場所を決めてということでございますが、住民の方から見て、何かちょっと見苦しいなというような声を聞いたりもいたします。ですから、今回この制度がきちとなったときのその辺をしっかりと取り組んでいただきたいと、こういうふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（岡田 勇君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

はい、お答えさせていただきます。

福祉課のほうの指導をいただきながら、当然、町長、副町長の意見も聞きながら、庁舎内、敷地内全て全面禁煙ということになれば、その対応をさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（岡田 勇君）

8番、竹内議員。

○8番（竹内きみ代君）

今回は100年生き切るというようなことを質問させていただきました。住民の皆さんが元気でお暮らしいただくために、きょう提案させていただきましたことをよろしくお願い申し上げまして、一般質問を終わります。

○議長（岡田 勇君）

竹内きみ代議員の一般質問を終わります。

会議の途中ですが、ただいまから2時40分まで休憩します。

休憩（午後2時30分～午後2時40分）

○議長（岡田 勇君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

岡田泰正議員。

○ 5 番（岡田泰正君）

それでは、私から、まず最初にですね、平成 30 年北海道胆振東部地震によりお亡くなりになられた方々に対してお悔やみを申し上げたいと思います。そして、被害に遭われた多くの皆様に謹んでお見舞いを申し上げ、一日も早く復興されることをお祈り申し上げたいと思います。

それでは、一般質問に入らせていただきます。

地方創生というのが焦点がいささかぼけてしまう気がしております。そこで、人口減少対策に焦点を絞って今回の質問を進めていきたいと考えております。

2014 年 11 月 21 日に成立した「まち・ひと・しごとの創生法」は人口の減少に歯どめをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、地域創生による人口政策の展開にあるとされています。

「まち」とは、国民の 1 人 1 人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して送れる地域社会の形成、「ひと」とは、地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保、「しごと」とは、地域における魅力ある多様な就業の機会の創出を目的としております。

こういったことから、国の基本的な視点は、平成 50 年に約 1 億人程度の人口を維持することを掲げております。抜本的な対策をとらないと日本の人口が 50 年後には約 8,600 万人程度になると将来人口推計を見込んでおります。これを、1 億人程度の人口を維持したいとしております。

現在 1 億 2,000 人余りの人口が今より 2,000 万人の減少に抑えたい。人口減少はやむなしとしながらも、17% ぐらいの人口減少は認めていると読み取ることができるのでしょうか。

しかしながら、我が町の 50 年後の将来展望人口は 2,388 人を見込んでいます。実に 45% 前後の人口減で、大変凄まじい落ち込み方であると考えます。これにさや寄せする努力目標は 30 ポイント近くあります。このギャップを埋めるには大変困難

だと思いますが、これから先100年の計を見据えて抜本的な具体策をとらないと消滅可能都市から消滅都市に陥ってしまう。

人口減少という厳しい現実には直面している今だからこそ、目指すべき将来の方向性をはっきり示して、この総合戦略で夢を持てる政策を期待し、そのかける思いを伺いたいと考えております。

この人口減のマイナスのスパイラルからいち早くプラス転換する。政府は抜本的な対策を講ずるとしている。私たちもスローガンの目標も大切だが、和東の地域をにぎわいのあるまちにするための抜本的な対策と政策の両輪を効率よく町内挙げて危機意識を強く感じていかなければならないと感じております。

人口の増加には自然増か社会増の二つの方法しかないと思えます。明確な成果を出すには社会増は数年かかり、自然増は数十年かかると言われております。どちらも重要ですが、私は、人口の増加をより速く実現するためには、即効性のある社会増に軸足を置いた政策戦略だと考えておりますが、お答えいただきたいと思えます。

どちらかを選択するにしても結果は重要ですが、もっともっとプロセスと、きめ細かいデータを馳駆し、絞り込んでいくべきだと考えております。一概に、町から我が町へ移住してもらおうと言っても大きな成果を上げるには努力と戦略性が必要です。そこで、これも二者択一で恐縮ですが、今後もさらに積極的な行政サービスを提供して、人口の拡大を図る拡大社会を目指していく意気込みなのか、それとも少々の人口の減少の事実を受け入れて、人口減しても元気なまち、縮小社会を考えているのか、所見をお伺いしたいと思えます。

消滅可能都市は全国の49.8%に当たる896自治体で、その多くが地方圏に位置している自治体であります。消滅自治体を回避する手段が都市から農村へ移住を促進することです。

国交省は2030年には、農山漁村に定期的に滞在する二地域居住人口が1,000万人を超えると予測しているが、果たして、現状では地方圏への急激な人口移動が

起きている実感がありません。都市から農村へ移住といっても類型を取り入れていくべき必要がある。例えば、それが独身者であるか既婚者の方なのか等々さまざまな類型をしっかりと絞り切り、政策を展開すべきではないでしょうか。

本町ではオーソドックスに移住定住を呼びかけているが、これでは余り効果は期待できないと思います。私たちの地域性や特徴を認識し、移住者のニーズや希望を把握した取り組みが必要ではないでしょうか。今後の展開をいかに考えているのかをお伺いしたいと思います。

移住者のターゲットを絞り込むことによって、移住者のライフスタイルはどれなのか、働く場の創出はどうなのか、住まいの確保はいかにすべきか、それらの課題が検討課題として見えてくるのではないのでしょうか。

人口減少を少なくすることに貢献する一つに健康寿命を延ばすことです。団塊の世代が前期高齢者に到達するのは2015年、後期高齢者には2025年であります。高齢人口の推移の特色は、高齢化の進展の速さとその高齢化率の高さにあると言われております。高齢者ケアをいかに充実・強化するかが切実な政策課題であります。高齢者が自分の意見を言い、社会・経済で役割を持ち、仕事があれば十分働ける高齢者も少なくない。退職後ボランティアなどで活躍する人もふえていますが、元気な高齢者であり、かつ働く意欲もあるのに就業していない高齢者、この層の雇用確保が超高齢社会を目の前にして社会活動の主体として政策を展開していくべきだと考えておりますが、所見をお伺いしたいと思います。

最後に、質問の仕方にかなり極端な設問をいたしましたけれども、寛容な心でお答えいただければとお願いをいたしたいと思います。

あとは自席にて再質問を行います。

以上です。

○議長（岡田 勇君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

ただいま岡田議員よりいただきました一般質問にお答えをさせていただきたいと思
います。

最初に、和東町の人口ビジョンについて、将来展望人口の減少を緩やかにする抜本
的な対策が乏しいことについての所見をと、こういうことであります。

和東町の資料は、うちの出している計画から、今後の推定人口から見てのご質問で
あろうかと思えます。

今、先ほどもありましたように、一つはですね、全国的に人口減少の時代を迎えて
おる。1億人をいかに維持できるかというのが大きな課題になっております。そうい
う中で考えていきますと、和東町の人口もそういう大きな流れにあるということは、
どうしてもこれは否定するわけにはいかないわけであります。

和東町の計画を見ていただいたらわかりますように、人口というところの定義の中
に、もう一つは定住する人口と、そしてもう一つは交流人口というのをうたわせてい
ただいております。それともう一つ、最近ではですね、そこへ関係する人口というこ
とで、関係人口というのも入ってきております。そういう時代の中で、人口にも幅広
く検討していく必要があろうかなど。まずは、人口ビジョンの中ではそのように考え
ているところであります。

この人口という直接的に、後も質問が続きますけども、和東町の大きな特色があり
ます。後で自然増とか社会増とかいう話がありますが、和東町そのものの人口を考え
ているときに、和東町のまちづくり、そしてまたこの地域がどういう地域なのか、そ
して将来どういうまちづくりになるのかというのが非常に大きなポイントになります
ので、先ほど消滅自治体の話も出ましたが、まず大きなことは、基幹産業をきちっと
持っているということでもあります。それと、もう一つは、京都と奈良の真ん中にこう
した農村地帯があるということでもあります。そういうことを考えていくときに、一つ、
ここの地方版人口の動きというのを頭に据えていく必要があろうかと思えます。

もう一つ言うならば、いわゆる犬打峠のトンネル化を見据えていくまちづくりを考えていくと、それも大きく人口に影響してくるものだと私は感じております。人口を考えていくとき、私は、そういう意味では総合的な行政を通じてですね、やっぱり推進していこうということが大事だと思います。

先ほど議員からも出ておりましたけども、いわゆる高齢化に対応し得るまちづくりということで、元気なまちづくりと生涯生きがいの持てるまちづくりというのも一つで、そういうことを考えますと福祉も大事であります。だから、教育も私は大事だと。いわゆるポジティブに生きていくことを持たないと、もうやれやれと言うてる中では夢も希望もわかないと。やっぱり健康は元気な精神から宿りますので、こういう教育も大事だろうと思います。

それと、やっぱり何ととっても、先ほど言いましたように、地域力を生かした地域づくり、こういうことを考えていきますと、私はこのまちにそういう人口に関する材料が非常にたくさんあると思います。それと、私たちが生きていくときに、私、常々思っておるんですけども、生きているとって生きていたら、食べ物でいったら好きなものだけ食べる、嫌いなものは食べないと、健康のことを考えたら大変ですね。嫌いなものは食べないと。だから、私たちは生かされていることをもっと自然に謙虚に考えていこうとすれば、この農村空間、この茶源郷というのは、非常に自然に謙虚に生きる地域の間であるわけなんですね。

そういうことを考えますと、言われるように、私は人口を大きく減少していくというのは一時的に見ておまして、将来的には緩やかな人口減少で推移するだろうと当面思っております。これは基本的な考えの中で、後からの質問にも影響してきますので、ここをまず一つは据えております。

それともう一つは、ちょっとおくれましたけども、私のほうから1、4、5、そして2番の1、3というところを中心にお答えし、あとは所管の課長から答弁いたしますけども、次に、4でございますが、先ほど人口増加を達成するのに、自然増加、社

会增加と、こういうことで、岡田議員は、まず社会増を図ってから自然増につなげると、これは私もよくわかります。守りの中では、高齢化が続いている中では自然増の期待はなかなかできないと。そういうときには社会増を図る中で自然増加を図っていく。

そして、これはどっちが大事かと、お互いに相乗効果を果たします。大事やなしに、どちらが優先かと。さきに軸足ということを言われましたけども、私もこれについては軸足を置くと。こういうことから、和東町の今の施策はいわゆる移住促進策と、いろんなことをとっており、先ほども出たキャッチテーマを挙げたり、茶源郷のまちづくりだとか、いろんなことを申し上げて、そして、よそに訴えているのはそういうところにあります。

そして、やっぱり移住促進策を図るというのは、社会増を目指しているということはあるまでもありません。そういう中で自然増を期待すると。そしてまた自然増が次の社会増を呼ぶと、こういう相乗効果を持ちながらやっていくということでもあります。

だから、そういう意味でいいますと、これについてのご質問の所見ということでは、私も社会増を軸足にして進めていきたいと。だから、社会増を図るための促進策として、そのとりたい策は何か、材料は。先ほど最初に申しあげました和東町の地域力だと。和東町を生かしたまちづくりを、これは簡単なことですが、生かしていく。よそとどこが違うかというのは、先ほど申しあげました点を十分に発揮していきたいと、このように思っております。

それと、5番の今後も積極的な行政サービスを提供し、人口の拡大を目指すのか、それとも人口減少の事実を受け入れ、減少しても元気なまちを目指す縮小社会を目指すのか考えを問うと、こういうことでもあります。

ここで一つ考え方が違うところがあります。それは何かというたら、いわゆる拡大社会を目指すとか、縮小社会を目指すとか、一つ目標を据えて施策を打つというところは、私はこれは現実的でないというふうにとらえております。なぜなら、拡大社会

を一生懸命目指しても減少社会になるときもあるわけであります。もしくは、和東町のようなところは拡大策をとっていきたいと思っておっても、述べたところで縮小社会という現実を受け入れざるを得ないと。こういうことを考えますと、ここをこうする、ああするじゃなしに、先ほど言われましたように、私は広く社会増に軸足を置いて、積極的なまちづくりをすべきだと思います。

ただ、このときによく言われますように、定住ということで住民票がふえてるかふえてないかと余り固執してしまうと、和東町の基幹産業はもちません。これは住民であろうがなかろうが、やっぱり農業を維持していこう。基幹産業を維持しようと思ったら、今のはやりやないですけども、援農もあるわけであります。関係人口もあるわけです。そういったものをフルに活用して、そして、したたかに生き延びていく、これが大事だと思っております。

私は、このところの中で、はっきり言いまして、行政は直接的な拡大策をとるのか、縮小を認めて、甘んじてその行政をとるのか、限界があって、そういう観点から、答弁は非常に難しいということをもう一回繰り返しますが、そういうことで、これは難しい。私はしたたかに元気なまちづくり、和東町の基幹産業、そして自然豊かなこの生業を守っていく、このことが私は大事だと。

これはいち早くから和東町のまちづくりの中には、茶源郷というテーマを決めてやってきました。この茶源郷とは余りにもテーマが拡大し過ぎて、これは何で茶源郷やということやけども、私どもはこの茶源郷というのは国に対しては非常に有効な、いわゆる幅広く補助金とか国の施策を入れることができるんですね。だから、そういうことを狙って、さっきはしたたかと言いませんでしたけども、この茶源郷をフルに利用して、そして和東町に国なり府の施策を積極的に入れていく。そのことによって事業を拡大し、施策を拡大すると。

これは岡田議員が質問されているように、拡大の施策かといったら、私はもっと違う拡大の施策だろうと思います。もっと積極的にいろんな事業のことか企業という、

そういうことかもわからないんですけど、だから、そういう中でも非常に漠然とし過ぎて、私も質問の中では取り入れなかったんですが、私は先ほどのように、和東町を生かした、そして今までから進めている元気なまちづくりを焦らずですね、今、この統計から見たら、いつまでこうなりますよ、ああなりますよというときには、私はその人口は、多分、住民票の人口を言うておられると思いますので、この場合はいわゆる関係人口でカバーするんやないかと。これは援農とかああいうので、交流でカバーするんやないかと。時には、またいろいろと施策が変わるんやないかと。いわゆる、今、余りにも小さくなればですね、財政状況が厳しいというのが頭にあるから人口がありますが、交付税そのものを考えていくときに、これは住民票で考えるだけやなしに、違う方向でまた変わっていくじゃなからうかなと、国の動きそのものも大きく時代の反映をした施策に変わっております。

といいますのは、働き方改革を今されておりますが、その中心に置いておられるのは、農山村をどうするか。農山村の就農期どう見出すかというのは大きなポイントになっております。こういうことから、施策もおのずから、今あるやつをそのまま限定させて決めると危険。その時代の地域に反映された施策も入ってくる。それを積極的に受けていくことが私は大事だと思っております。

そういう意味で考えていきますと、和東町の方向はいち早くから、いわゆる理想郷とはいませんが、生きがいと高齢者にとって、先ほど言いましたテーマを決めて長寿できるまち、こういうこともいいと思います。そういうことをやっていく。だから、朝からもありましたが、そういうことに反しないための施策は私は検討していくべきとやというお答えをきょうもさせていただきました。有害鳥獣の問題もそうです。そして、みんなが楽しめる地域づくりを進めていくことによってこと、私はこの和東町はそういう悲観した問題ではないと思います。なぜならば、もっと歴史的に物を見ていくならば、ここは古くは興福寺の荘園でありました。そして、紫香楽宮と恭仁京とつながっている奈良時代に都と関係の深い唯一の地域として発展して、和東山と、

万葉集に出てくる地域である。これはこれからの地域づくりにも一つの精神的な問題として大いに役立つだろうと思いますし、そして、この豊かな自然とか求めている企業もあります。いわゆる不便さを大事にしたいと。そして、農村とか、非常に近代的でない自然の豊かさを大事にしたい。極端に言うたら、坂道はいいね。これからの価値観というのは非常に変わってくる中でのアピールの仕方も出てくるだろうと思います。そういうことを1つ1つ時代の反映をしながらやっていくというのが言い方であって、今お尋ねいただきました拡大策か縮小をやるのかということ、辛うじて拡大策をとりたいたんですけども、縮小にならざるを得ないような、だけどそれに負けないようなしたたかな地域づくりをやっていきたいと、こういうことを繰り返して答弁をさせていただきたいと思います。

それから、移住・定住についてでございますが、ここに書いておられますように、交流人口をふやし、定住につなげたい方針だが、具体的に獲得対象はどこにターゲットを絞っているのかということでございます。

これも、今、言われたように若い人で、そして次に自然増につながる形のことを絞って、こういう内容で、そこへターゲットを絞るべきだ。私もそれは反対でも何でもありません。当然そういうことが人口増につながるだろうということではわかるんですが、そういうことで、これでやるんだという施策をやっていくと全部できないことがあります。たくさん釣って自分の目的が釣れると。目的を目指して目的だけ釣るのか。多くいろんなものを釣りながら目的を釣る。これはどっちかいうたら、多くのものを釣ろうとして目的を釣るというのが一番やりやすい。目的を持って目的というのは非常に難しいわけです。だから、和東町のやり方というのは、どちらかというところ、ご案内のとおり、元気なまちづくりを今しております。そして、住民の一緒になって、住民やああやこうやといろんなことがあります、住民が一生懸命頑張っている姿、そして住民と協働して、そして住民の力をかりて行政は一緒に元気になっております。そして、元気になることが大事だと。元気になることによって、あれか、これかとい

うのは、ここは私も絞っているところは一緒なんです、とらえ方として、本当にそういうことでやってうまくいくのかというところで、方法論でいうと、がむしゃらでやるほうがいいのかなど。だから、ここはそれの取り組み方の違いだと思います。

何でがむしゃらかとありますが、施策を取り入れていくときには、がむしゃらで施策を受け入れていかないと全部逃がしてしまいます。この目的の補助金だけとりたいて絞って国へ挙げると、飛んでしまったらゼロになります。今そんなことは怖くてできません。

和東町の大きな特徴は、いろんな活性化につながるもの、そして取り入れていこうということで、今、牽引事業にも取り組んでおります。そして、きのう、おとついでしたか、新聞でもご紹介させていただきましたように、和東町の皆さんが頑張っておられる産業とか、商品開発とか、観光事業だとか、農山村の振興だとか、6次産業を応援しようということで応援宣言をしておりますね。あれはまさにそういう人たちの力を入れていこうと。あのことをすることによって容易に支援策を受けていこうと、こういう狙いを持っておる。むしろ、どちらかという、絞るんやなしにいろんなことをやられるものは全部支援しますという感じであります。

これをやるからこれを支援しますよというのは、私は行政に携わっている一人としたら、私はそれだけの力がないのか知りませんが、それは全部大きなものを皆逃がしてしまって、結局、何もできないというのが非常に怖くなります。だから、先ほどのこれもしたたかに、そして広く行政をしていくというのが、今、和東町のとる道だろうと思います。そして、今やっておるのは、そういう意味で牽引事業を入れながら、そして皆さんのやることを応援しながら、そして地域づくりに元気になる。よそから和東町は元気だねと言ってももらえる、そういう元気なまちづくりを、今、進めている。そういう結果、ある程度来たら、絞ったところに抑えて、拡大策があったんか、社会増、結果的にいわゆる若い人の層がふえてきているねと、こうなるかもわからない。それを期待して、そういう若者にも魅力のある、そして先ほどの高齢者にも魅力

のある、全ての住民が生きがいのある地域づくり。

それと、もう一つは、働ける、そういう雇用の創出が図れる地域であるというのは大きなメリットがあると思います。そういうことを踏まえて進めてまいりたい。

ターゲットというところは、あえて言うなら、ストレートに若者の定住と、非常に大事なターゲットだと思いますが、そういうことで、ここはひとつよろしく願いいたします。

それと、和東町はこれまで宣伝ですけれども、若者の定住というのに絞ってやってきたものがあります。それは高校までの医療費の無償化とか、小中学校の給食費、そして修学旅行の無償化、魅力ある保育を進めるための英語教育など、子育て環境の充実に取り組むとともに、茶源郷まつりの若者の行政への参加やテラス和東を開放して、し、地域活動の拠点にするなど、まちづくり参画して環境づくりを進めてきたところである。これは先ほどのように若者を相手にした話であります。

今後とも議員の皆様にお知恵をいただきながら、移住・定住につなげる取り組みをさまざまな角度から実施し、人口減少に歯どめをかけたいと、このように思っております。

次に、3の高齢者の雇用確保に向けての積極的な施策展開ということですが、これは先ほどにも申し上げました。和東町の雇用の創出の場というのは非常に多くの場があります。そういうことを図りながら、就労の雇用の継続も大事ですけど、この場で雇用の創出も大事です。こういう角度から高齢者の人が元気で働ける地域づくりというのは、これはまちづくりの根本であります。高齢化したまちづくりは和東町にとっても基本的な施策の中の施策です。このように位置づけて頑張らせてまいりたいと思っております。

なお、和東人口ビジョンの2と3及び2の移住・定住につなげての2と4については、それぞれ担当課長から答弁させていただきますので、よろしく願いいたします。

以上、岡田議員からのご質問にお答えをさせていただきました。

○議長（岡田 勇君）

地域創生担当課長。

○地方創生担当課長（草水清美君）

それでは、岡田議員の一般質問につきまして答弁いたします。

最初に、1の（2）の政策誘導による人口増加の実績と見通しについてお答えいたします。

国が公表された平成30年1月1日現在の住民基本台帳に基づく日本人の人口は、昭和43年以降最大の減少数で、平成21年をピークに9年連続で減少しています。国立社会保障人口問題研究所による和東町の推計人口をもとに、合計特殊出生率1.18人として推計した場合、平成22年の国勢調査人口4,482人が平成72年には1,452人にまで減少します。そこで、和東町人口ビジョンでは、人口減少の幅を抑制するためにさまざまな施策を講じ、平成72年の人口を2,388人にまで上昇させるということとしております。

その戦略として策定しましたのが、和東町地方創生総合戦略で、茶を軸とした働く場をつくる、交流人口をふやし定住につなげる、若い世代の出会い・結婚・出産・子育ての希望をかなえる、安心な暮らしを守り、交通インフラの強化により日常生活範囲の拡大を図るの四つの目標に沿ってまちづくりを進めているところでございます。

人口減少を抑制する政策誘導による現段階での実績でございますが、4月1日現在の住基人口と国の推計人口の差を政策誘導による人口増と考えた場合、平成29年の上乗せ人口が141人となります。人口ビジョンと比較した場合は、平成29年の上乗せ人口が30人となります。また、人口減少は出生・死亡による自然増減と転入・転出の社会増減からなりますが、平成24年度から平成26年度までの人口増減がマイナス330人、平成27年度から平成29年度までの人口増減がマイナス298人であり、過去3年間を比較した場合は若干人口減少が抑制されていると考えます。

また、住民1人当たりの税収は、平成25年度と平成28年度を比較した場合、8,

691円、10.3%増加していることから、政策誘導に伴う所得の増加につながっていると思われます。

今後の見通しでございますが、府道宇治木屋線のトンネルの完成により通勤圏が拡大すれば、雇用の場を求めた転出者が減少し、人口の増加が期待できると思われます。引き続き、各種施策を講じながら、和東町地方創生総合戦略に基づき、政策誘導による人口減少の抑制を図ることとします。

次に、1の(3)番の平成32年には約300人の2地域居住になる第2定住人口の現状、見通しはについてですが、2地域居住とは、都市住民が本人や家族のニーズ等に応じて多様なライフスタイルを実現するための手段の一つとして、農産・漁村等の同一地域において、中期的・定期的・半幅的に滞在することにより、当該地域と一定の関係を持ちつつ、都市の住居に加えた生活拠点を持つこととされています。

本町の場合、期間を定めて就労される援農者、都市住民が地方に職場として仕事場所としての拠点を有するサテライトオフィスの利用者をカウントすることができます。平成27年度、平成28年度はそれぞれ18人の援農者、延べ54人、平成29年度は16人、延べ48人の援農者がありました。

サテライトオフィスにつきましては、平成29年度に拠点整備を行い、平成30年度から本格稼働しており、空き家を活用した2地域居住に向けて利用促進を図っております。

今後の見通しでございますが、援農やサテライトオフィスの拡大とともに、年間の滞在期間が1カ月に満たない場合であっても、継続年数が5年以上に及ぶ場合、反復的な2地域居住に含まれるため、農山村の体験学習や森林を活用した環境教等教育研修の分野における第2定住人口の拡大を図ってまいりたいと考えています。

以上、私からの岡田議員の一般質問の答弁とさせていただきます。

○議長（岡田 勇君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（犬石剛史君）

私のほうからは、2. 移住・定住についての（2）について答弁させていただきます。

働く場所の創出に向けた取り組みといたしましては、スマートワークオフィスを活用したサテライトオフィスの誘致やテレワークの推進に取り組んでおりまして、今後は京都府にも協力を仰ぎまして、学研都市の立地企業にも働きかけをしまして、スマートワークオフィスの利用増につなげてまいりたいと考えております。

また、地域経済牽引事業により税制優遇や助成制度を創設し、町内での起業活動の支援をしていきたいと考えております。

和束町の産業人口を見てみますと、1次産業の比率が約25%と、府内全体では2.2%なんですけども、これで比較しても非常に大きな数値を占めているという特徴がございます。

この1次産業というのは、当然、茶業でありまして、主産業の茶業の振興を進めることで雇用の場を創出していきたいというふうに考えております。このため、現在作成中の景観条例におきましても、茶業振興を柱に掲げて、条例に基づく振興策を実施できるよう検討しているところでございます。

続きまして、住む場所につきましてはでございますが、空き家バンクを昨年度立ち上げ、町内の物件の掘り起こしのため、ことしの固定資産税の納付通知に空き家バンクへの登録の呼びかけを行ったところでございます。この数字により、5月から6月にかけて登録に向けた相談も多く寄せられました。しかしながら、所有者は利活用を希望されても、やはり空き家の老朽化が激しく、住む状態にまで改修することが困難であるような物件も多く、できるだけ早く空き家を活用できるようにしなければならないという課題も見つかったところでございます。このため、現在、連携協定を結んでいる京都府宅建協会と合同で空き家所有者向けの活用セミナー実施に向けて協議を進めておりまして、使わなくなった空き家を早期にバンク登録できるよう所有者に働

きかけるとともに、地元区とも協力いたしまして、さらなる空き家の掘り起こしを進めてまいりたいと考えております。

私のほうからは以上でございます。

○議長（岡田 勇君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

私からは、大きな2. 移住・定住についての（4）高齢者人口は何人か、今後の推移はということで、介護を受けている方、要介護の方の総数はということでお答えさせていただきます。

まず、高齢者人口ですが、65歳以上の方で2010年度末、男性635人、女性863人、合計1,498人、2015年度末で男性748人、女性948人で合計1,696人、2018年、ことしでございます。8月末現在で男性773人、女性969人の計1,742人となっております。

今後の推移といたしましては、第7期の介護保険事業計画策定時に出した推計値でございますが、2025年で男性703人、女性で941人の合計1,644人でございます。

また、介護認定を受けておられる方についてですが、ことし7月末現在で要支援1、2の方、93人、要介護1から5の方が261人で、合計354の方が介護認定を受けられております。これが平成37年、2025年になりますと、これも先ほどの第7期の介護保険事業計画の策定時に出した推計値でございますが、要支援1から2の方で92人、要介護1から5の方で307人、合計399の方が介護認定を受けているという推計でございます。

以上です。

○議長（岡田 勇君）

5番、岡田議員。

○ 5 番（岡田泰正君）

各担当課からご答弁いただきましてありがとうございました。

先ほど町長のほうからマクロ的に大きな視点というんですかね、大きな心というか、大きなビジョンの中での政策を展開していただいております。これは例えば居住空間の中の話だと私は考えます。もっと今の現状を数字的にもう少し詳しくとらまえていって、基礎の部分をもう少し固めていって、その上に、町長がおっしゃったようなロマンというものを展開していくべきではないんだろうかと、このように思っております。

今、町長がおっしゃったことは非常に大事で、的を得ていると思うんですけども、我々、住民の方はぼや一っとしかとらまえられるのではなかろうかと思っておりますので、まず私が申し上げたいのは、基礎の部分をもう少し掘り下げて、しっかりと住民の皆様方にもご理解いただけるような形の中から展開をさせていただきたいなど思っておるわけでございます。

その中で、今、地方創生担当課長のほうから説明いただきました人口将来展望も 2060 年には 1,452 人まで減少するという人口ビジョンを立ち上げていただいております。現在もう既にこの時点で、人口ビジョンからやや人口が下振れしている。また、これからも下振れしていくんじゃないかと、そういう危惧が感じられるわけでございます。だから、地方創生をやっているけども、これで本当に大丈夫なのという一つの疑問というものが住民の方にも浮かんできて、私も常々どうなんだろうという形で質問をさせていただいております。

既に平成 27 年度から 31 年度まで 5 年間で地方創生の期間となっております、既に 4 年というものが過ぎ去っております。こういったまちづくり人口ビジョンというものは短期で成果が出るというものではないと思います。長期で考えなければならぬ。しかし、その 5 年間の中で、手応えとか、これで行こうじゃないかとか、そういったものが感じ取れる基盤でなければならない、このように思っております。その

ような感じ方がいま少し説明をお願いしてですね、説得力ある答弁をお願いしたいと、このように思います。

○議長（岡田 勇君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

先ほど私のほうから総論的などという答弁ということですが、ちょっと申しますと、私が申し上げた内容というのは、この和東町の人口ビジョンを作成いたしました。これはいろんな委員会を設けて、いろんな角度から入ってもらってつくりました。そして、全員協議会を開いていただいて、そして審議していただき、これに基づきました内容を申し上げます。

住民意識の調査もやっております、いわゆる転入の。だから、私の申し上げているのは、マクロで全然関係ないことやなしに、ここに基づいてやったということだけ少し確認だけお願いしたいと思います。そうしないと、ここで答弁させていただいているときに、私の感想だけ申し上げては前へ進まないと思います。だから、当然、議員さん皆様さんにご審議いただき、これをもとにやらせていただいていると。

もし、今、私、答弁させていただいたこととこの内容に乖離があるというのか、全然違うという方向性があるんだったらお示しさせていただいてですね、もう少し私のほうから答弁をつけ加えさせていただきたいと思います。

短期間で広い面を申し上げたもんですから、非常に誤解を与えたと思いますが、基本はこの人口ビジョンであるということだけ、私のほうからさきに追加答弁とさせていただきます。

それでは、あと、課長のほうから。

○議長（岡田 勇君）

地域創生担当課長。

○地方創生担当課長（草水清美君）

ただいまの岡田議員のご質問の件でございます。見えるような形で地方創生は進んでいるかと。これは私の感じるところでございますが、最初はこんなにも観光人口が多くはなかったです。昨年の29年度は、京都府2位の伸び率ということで、昨年にも増しての伸び率になりました。

また、日本遺産に登録されてから、縁側カフェであるとか住民さんの協力を得まして、また、住民さんが出資されて新しい株式会社という新たなまちづくり会社ができたと、それから、今度はまた地域経済牽引事業ということで、企業が参画されてまちづくりを進めたいという、そういう意欲も起こってきたと。

また、滞在型観光へということで、日帰りではなかなか消費額のアップになりません。消費額も非常に伸びております。この滞在型に向けて山の家をリニューアルさせていただき、また、観光の人口がふえて、観光案内所ができた。

非常にいろんなところでまた新しい飲食店ができ上がりということで、いろいろ目にみえて住民様も教育観光ということで、受け入れが約100軒近くも、今、受け入れていただいているということで登録がございます。

そのような動きというのは、この地方創生の中で起こってきたのかなと。今後もそれを継続したまちづくり、目には見えませんが、少しずつではありますが、自然増減の出生数は増加に至ってませんが、健康によるまちづくりを進めて、自然の亡くなる方も非常に少なくなっています。手元に持っておりますデータを見ますと、年々減少し続けています。平成22年と29年を比べましたら、76人から60人ということで減ってきています。

また、一旦、和東町に入ったら転出される方も少なくなっているようです。24年時146名の方が転出されました。それが29年には120名ということで、やはり和東町の魅力に寄せられて来られた方は、和東町の中で住み続けていただける。

あとは、今後はどのように転入者を呼んで出生率を上げていくか、そこがポイント

になってくるんじゃないかと。そのためには働き方改革ということで、昨年サテライトオフィスも整備させていただきまして、雇用の拡大ということで、これが和東町のキーワードになってくると思います。

転出の主な原因は、和東町内で雇用の場が茶業を除いて少ないということです。この雇用の場を確保するために、今、地方創生を進めています。

以上でございます。

○議長（岡田 勇君）

5番、岡田議員。

○5番（岡田泰正君）

ありがとうございます。

それではですね、地方創生は先ほど言いましたように、あと1年ぐらいで財政的な支援と担保されている期間というものは終わるわけでございます、総務省のほうからね。やはり今、担当課長のほうから強い前向きなご発言いただきましたように、5年を過ぎても、財政投融资を地方創生人口ビジョンに向けて積極的な対策を打っているというご意思だと考えておりますが、イエスカノーだけでお願いします。早くお願いします。

○議長（岡田 勇君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

とっております。

○議長（岡田 勇君）

5番、岡田議員。

○5番（岡田泰正君）

ありがとうございました。

それではですね、人口減のことについて、私なりに税住民課長のほうから資料を取

り寄せまして、いろいろとシミュレーションをさせていただきました。

人口減が毎年100人前後のペースで進んでいるわけですね。平成22年から29年までの8年間で自然減は年平均50人でございます。社会減を見ると、転入者の年平均が75人と。それから、一方、転出は年平均で123人ですね。これで目を引くのは、転出者の多さということが明らかであるわけでありまして。これを何とか政策誘導で転出者を抑える。転出していただいている方に踏みとどまっていただくような施策をとっていくと、こういうことが求められていくんではないかと思っております。

ここで、仮に転出者が今122人、年平均でおられるわけですが、これを大体半分ぐらいに抑制することができるならば、平成72年、2060年には政府が指導しております16%の緩やかな人口減少に持っていけると思っております。

シミュレーションすると約20%になります。人口は3,568人という数字が弾き出されます。だから、今から4,482人から1,000人にも満たない人口減という形の中で緩やかな右肩下がりのカーブ、国が推奨する16%ないし17%の人口減少で、そういうような形がとれるというふうなことでございます。そこで出生率が1.18を1.23持っていければプラス転換できるというふうな明るい方向も考えております。

それで人口減少の転出者を抑えるのにどうすればいいか。それには税住民課長のほうからいろいろと資料を取り寄せていただいたんですけども、その資料がないということでございます。

ただ、29年度のほうには、転出者資料をとり始めていただいております。転出者の方が結婚される方が27名でしたか。それから、通勤で十数名、学生になって通学するのに1名でした。その他で27名という数字が上がっております。これをもう少し詳しく男女別とか年齢別、通学とか大学へ行かれるのに転出というのは年齢的にわかるわけなんですけども、その他のほうでまだ不明な点があつて、もう少し詳しく今後とも税住民課長のほうには努力をいただいて、基礎となるべき資料というものを

もう少しとっていただいて、そして、それが、今、申し上げましたように、年平均122人の減少人口、これが大体半数前後の抑制にかけられたら、プラス転換も夢じゃないという希望をいただいておりますけども、地方創生担当課長、この点についてご答弁いただけないでしょうか。

○議長（岡田 勇君）

地域創生担当課長。

○地方創生担当課長（草水清美君）

ただいまのご質問の件でございます。確かに、岡田議員がおっしゃられますように、結婚・就職ということで非常に転出がふえてるということで、先ほども申し上げましたが、雇用を求めて町外のほうに転出されると。

統計のほうで見ましたら、20歳から29歳までの転出者が全体の60.8%になります。それで、こちらのほうでどうやって和東町内で雇用するかということで、先ほどの犬打峠のトンネル化、まだまだ先のお話なんですけれども、やはり通勤圏が拡大しましたら、雇用の場を求めてということで転出者も少なくなると。町内の中の雇用の創出ということで牽引事業でありましたり、また、高齢化が進んでいますが、湯船のほうで自立した施策で、地域内で雇用も生み出すような、そういった取り組みも現在進めておりますので、今後もですね、まずは移住・定住は大変大切なんですけど、なかなかそれはハードルが高いですので、和東町のブランドとか和東茶のブランドということで、和東町をよく知ってもらおうということで、広域的な連携の事業の中で交流人口、関係人口の拡大をしつつ、また移住・定住に図ってまいりたい。雇用の促進に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（岡田 勇君）

5番、岡田議員。

○5番（岡田泰正君）

私が申し上げたいのは、やはり基礎となるデータをもう少し小まめに日々積み上げていただきたい。そして、そのデータをもとに政策選択、町長がおっしゃったようにつなげていく一つのリレー方式をとっていただきたいと、このように思います。

よろしくお願ひしたいと思ひます。

それからですね、やはり転出するにはそれなりの理由があるわけですね。若い人の話をよく聞きますと、和東にいと不便だという形でよく耳にするわけですね。これは何をとらまえて不便とおっしゃっているのか。これも転出される方のご意見がまだデータとして上がっておりませんので、わからないんですけども、やはり通勤通学に不便なのかなと。あるいは、買い物に対して不便なのかなと、いろいろと考えるわけなんですけれども、公共交通のバスを見ていまして、学生さんは別にしてですね、生産人口の方でバスに乗っておられるという方は、私も畑で仕事をしているときに見るとほとんど見当たらない。あるいは全部高齢者の方がメインになっておるということを考えれば、やはり車社会なのかなと。

車社会であるならば、地方の駐車が駅の近くにあれば、また和東にとどまってもらえるんじゃないかという視点から考えたら、やはり加茂の駅周辺に和東町の公営の駐車場をつくれればどうなのと、こういうようなことも考えたりしたりするんですけども、そういうことも一つ頭の中に入れていただきたいと思っております。

今、申し上げましたように、なぜかということを考えたら、不安とか不満とか不平とか不便、不可解、不備、いろんな「不」何とか何とかと、不明瞭もありますね。この「不」をとる考え方、「不」をとったら不便が便利になる。不満の「不」をとったら満足になる、こういう考え方の中からビジョンというものを考えていっていただきたいと思うんですね。

これもかつて全前出議員さんからおっしゃっておられました。固定資産税の上乗せ分ですね、これについてもこの前、3月議会で小西議員も質問されておりましたように、27年3月12日の質問のときに、町長は、評価替えのあるときに考えさせていただ

きたいというふうな一つの方向性を出しておられます。ことしが評価替えのときでありましたけれども、どうなったかというアナウンスがございません。そこで、今、ここでそれに対する一般の方々の不満にどのようにお答えいただけるかということで、短い時間ですけれども、ご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（岡田 勇君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

固定資産税の税率の問題の評価税率の負担の話であります。

これは評価を戻すというのは大事なことであって、評価替えのときに、そのときの時点で方向として戻していききたいという表明はさせていただいております。そして、事務的に当たっていく中で、すぐできない矛盾に一つ当たりました。地籍調査をしているときですね、ご案内のとおり、地籍調査を全部終わった時点でやらせていただこうと、こういう話が一説残っております。そういう中での住民の方もおられて、いろいろと整合性というのが一つの大きな問題になりました。

そこで、今、建設事業課長のほうに地籍調査ですね、これをまず急いで済ましていこうやないかと、この話をしているところであります。だから、全体的に税率は高いですけれども、路線価を見ていただいたら、和東町の特徴が非常に出ていると思います。路線価そのものが上げておりますが、ああいうところで、ある意味では全体的には満足とは言いませんけれども、しょうがないところを甘んじて受けていただけたところがあるのかなと思っております。

今、言われましたように、なくす方向で全て前座の約束と整備して、一日も早いことと実現する。これは行政の方向であります。そういうことで、今、一日も早いこと地籍調査の実現に取り組んでまいりたいと、このように思っております。

○議長（岡田 勇君）

5番、岡田議員。

○ 5 番（岡田泰正君）

いろいろとまだまだ質問は用意していたんですけども、時間がございませんので、一つ、イギリスの政治学者のブライさんという方がおっしゃったことを最後に皆さんに聞いていただきたいと思います。

民主主義は農村地方都市の狭小な地域から生まれ、地方自治は民主主義の最良の学校だと、このように政治学者のブライさんはおっしゃっております。私たちは、まちづくりの原点を失わずに、やはり努力を惜しまず、地方創生は町が主体性を持って、協力し合って行う一大事業であるということを肝に銘じて、何としても成功させていきたいと、こういうことをお互いに確認をしながら、私の一般質問を終わらせていただきたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（岡田 勇君）

以上で、岡田泰正議員の一般質問を終わります。

会議の途中ですが、ただいまから午後 3 時 5 0 分まで休憩します。

休憩（午後 3 時 3 9 分～午後 3 時 5 0 分）

○議長（岡田 勇君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第 6、認定第 1 号 平成 2 9 年度和東町一般会計歳入歳出決算認定について、
認定第 2 号 平成 2 9 年度和東町湯船財産区特別会計歳入歳出決算認定について、
認定第 3 号 平成 2 9 年度和東町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、
認定第 4 号 平成 2 9 年度和東町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、
認定第 5 号 平成 2 9 年度和東町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、
認定第 6 号 平成 2 9 年度和東町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、
認定第 7 号 平成 2 9 年度和東町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、以上 7 件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

認定第1号から第7号の提案理由を申し上げます。

平成29年度和束町一般会計ほか6特別会計の決算につきまして、地方自治法第233条第3項及び第5項の規定に基づき、監査委員の決算審査意見書及び関係書類を添えて提出するものでございます。

ご審議の上、ご認定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（岡田 勇君）

お諮りいたします。

本決算審議につきましては、議員全員の10人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置して、これに付託の上、審査いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、認定第1号から認定第7号までの平成29年度和束町一般会計歳入歳出決算認定について及び平成29年度和束町各特別会計歳入歳出決算認定について、以上7件については、10人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置して、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

日程第7、承認第9号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度和束町一般会計補正予算（第2号専決））を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

承認第9号の提案理由を申し上げます。

承認第9号 平成30年度和束町一般会計補正予算（第2号専決）は、平成30年

7月5日から8日にかけて発生しました台風7号及び前線等に伴う大雨により、町内において災害が発生し、車両等の通行が遮断されたため、応急崩土除却工事費並びに災害復旧に係る測量設計業務委託料に係る予算を補正する必要が生じましたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことから、専決処分をさせていただいた次第でございます。

ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（岡田 勇君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

それでは、私のほうからは、承認第9号のご説明を申し上げます。

議案書のほうをよろしく願いいたします。

承認第9号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

平成30年9月11日提出

和東町長 堀 忠雄

めくっていただきまして、

専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をする。

平成30年7月9日

和東町長 堀 忠雄

1. 専決事項 平成30年度和東町一般会計補正予算（第2号専決）
2. 専決理由 平成30年7月5日から8日にかけて発生した台風7号及び前線等に伴う大雨により、町内において災害が発生し、崩土除却処理工

事費並びに測量設計業務委託料において予算補正をする必要が生じたが、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

平成30年度和束町一般会計補正予算（第2号専決）

平成30年度和束町一般会計補正予算（第2号専決）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,700万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32億5,820万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 既定の地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成30年7月9日専決

和束町長 堀 忠雄

めくっていただきまして、第1表 歳入歳出予算補正でございます。

まず、歳入のほうでございます。

款、補正前の額、補正額、計の順に説明申し上げます。

19款繰越金、3,076万2,000円、430万円、3,506万2,000円。

21款町債、3億9,930万円、2,270万円、4億2,200万円。

歳入合計、32億3,120万円、2,700万円、32億5,820万円。

めくっていただきまして、続きまして、歳出でございます。

歳出につきましても、款、補正前の額、補正額、計の順に説明申し上げます。

10款災害復旧費、851万5,000円、2,700万円、3,551万5,000円。

歳出合計、歳入合計と同額でございます。

続いて、めくっていただきまして、第2表 地方債補正でございます。

1. 変更

起債の目的：災害復旧事業、補正前、限度額：240万円、起債の方法：証書借入又は証券発行、利率：年5%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機関資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）、償還の方法：政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

補正後限度額2,510万円。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては補正前の内容と同じでございます。

補正前、計240万円、補正後2,510万円でございます。

続いて、予算に関する説明書No.9に基づき説明をさせていただきます。

1ページから4ページまでにつきましては重複しますので、5ページ、6ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。

19款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額430万円。

これにつきましては、1節前年度繰越金、準繰越金430万円でございます。

21款町債、1項町債、7目災害復旧債、補正額2,270万円でございます。

これにつきましては、1節農林業施設災害復旧債、農業施設災害復旧債270万円、2節道路災害復旧事業債1,700万円、河川災害復旧事業債300万円でございます。

7ページ、8ページをよろしくお願いいたします。

続きまして、歳出でございます。

10款災害復旧費、1項農林業施設災害復旧費、1目農業用施設災害復旧費、補正

額 300 万円でございます。

内容につきましては、13 節委託料、測量設計業務委託料（農業用施設施設災害復旧）の部分でございます。

同款、同項、3 目林業用施設災害復旧費、補正額 60 万円でございます。

これにつきましては、15 節工事請負費、林道災害復旧工事費 60 万円でございます。

続いて、10 款災害復旧費、2 項公共土木施設災害復旧費、1 目道路橋りょう施設災害復旧費、補正額 1,980 万円でございます。

これにつきましては、13 節委託料、測量設計業務委託料 1,700 万円、15 節工事請負費、道路橋りょう災害復旧工事費 250 万円、19 節負担金補助及び交付金、災害に伴う応急排土助成金 30 万円。

同款、同項、2 目河川災害復旧費、補正額 360 万円でございます。

これにつきましては、13 節委託料、測量設計業務委託料（河川災害）並びに 15 節工事請負費、河川災害復旧工事費 60 万円でございます。

以上でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（岡田 勇君）

これから質疑を行います。

6 番、岡本議員。

○6 番（岡本正意君）

今回の専決のほうで災害対応ということで計上いただいているわけですが、それぞれの被害状況について簡単に説明いただきたいと思います。

○議長（岡田 勇君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

はい、お答えいたします。

今、岡本議員からのご質問でございます。

基本的には、一番大きなものが10款2項の道路橋りょう施設災害復旧費の1,700万円の委託料でございます。これにつきましては、現在とまっております白栖別所線の地すべり災害の調査費用です。ほぼこれに半年ぐらいの期間が要するというところで判断しております。

これにつきましては、発生しました当日、1週間以内に京都府のほうに申請をしまして、今、国との調整を行う中で測量調査をやっているということでございます。ものにつきましては、現地の測量、それからボーリング調査、伸縮計といたしまして、動いてないかということで伸縮計、それからボーリングの穴に入れた中ではかっているひずみをやっております。この結果によって地すべり災害の採択に向けて申請をしていくということになります。

あとにつきましては、今回は農林業災害、俗に言う農道です。農道が3カ所、それから河川が3カ所、道路が4カ所ということで、今、災害査定を受けておるところです。

災害査定につきましては、公共土木災害がきのう、きょうということで行われまして、きのうの段階では、申請全てオッケーということで聞いております。

あと、きょう1カ所残しておりますので、それが1カ所終わり、あと、18日に農道の災害を3カ所査定を受けます。これの結果、大体受けて査定額が決定した後、1カ月か2カ月ぐらいで申請ができますので、今年度についてはできる限り年度内の発注を考えておりますので、ご理解のほうをよろしくお願いいたします。

○議長（岡田 勇君）

6番、岡本議員。

○6番（岡本正意君）

今ありましたように、特に大きかったのが白栖別所線の地すべりと、今、言われま

したけども、それによる崩土ということで説明があったんですけども、私も近くまで見に行かせてもらったわけですけども、あのような崩れ方というのは、今までいろいろある中でも余り見なかったような感じなんですけども、現段階であのような地すべりというように言われましたけども、原因というんですかね。今回のとりあえず豪雨災害の関連で災害復旧を上げておられますけども、その辺との因果関係も含めまして、今現段階で町として把握されている今回の地すべりの原因というのはどのようにお考えでしょうか。

○議長（岡田 勇君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

お答えいたします。

若干この辺について細かい説明になるんですけども、災害には公共土木施設災害、それと農業施設災害の二つに分かれます。これは所管が国土交通省と農林水産省に分かれるものになります。それで、今回の場合は町道ですので、公共土木施設災害に付随します。公共土木災害の中には、道路災害、それから河川災害、それから地すべり災害、急傾斜地災害というのがありまして、町でかかわれるのは道路災と河川災、地すべり災になります。

今回の地すべりにつきましては、豪雨もある程度起因はしていると思いますけども、地すべりということで、ここのところは災害のとり方が分かります。

一番の大きな原因は地下水ということです。地下水については、豪雨によって上昇したということについては起因される一つの要因ではあると考えています。あと、プラスアルファ6月18日の地震等も含めて、地すべり面に水がしっかり乗ったということが原因であのようなブロックが前に押し出されると。そして、前の土地が隆起するというような形の災害を起こしたということで、確実な調査の後に災害採択になりますので、本来、一般的な災害ですと、きのう、きょう実施しています災害査定に提

案するところですが、地すべり災ということで調査をするということで、調査の結果、災害査定を受けると。

通常の災害ですと現地のほうに検査官という方が来られて査定を受けるんですけども、今回の場合、地すべり災になりますので、国土交通省本省から査定官が参りまして災害査定をするということになりますので、早くてもことしの12月、1月になるかと。

近隣でいいます精華町が今年の10月に同じように地すべり災を起こしまして、それを採択を受けたのがことしの7月9日と聞いていますので、半年以上は調査をしないと災害査定には出せないということになりますので、若干不便を来すことになりま

すけども、確実な調査の上で復旧工事の工法を決めたいというのが現実でございます。

○議長（岡田 勇君）

6番、岡本議員。

○6番（岡本正意君）

それでは、今回豪雨やまた6月の大阪北部地震など、いろんな原因が複合的に絡まって今回の地すべりにつながってるのではないかというか、まだ調査をされるということなので結論は出てないと思うんですけども、ただ、町としてあの道路を整備する上で例えばいろんな豪雨であるとか、そういう地震、揺れであるとか、いろんな地下水の状況も含めて、今回のような、ああいう形の地すべりと道路の崩壊というようなことはどこまで想定されていたかというのを一応聞いておきたいというように思いますのと、それと、やはり大変豪雨が多いということで、最近、降り方が大変激しくて、短期的に集中豪雨というものが大変多く発生しているという状況の中で、やはり町内で地すべりであるとか、そういったものも懸念されるような道路もあるとは思いますが、その辺の今回の災害を受けてですね、一定の点検等も必要でないかと思うんですけども、その辺も含めて答弁いただきたいと思います。

○議長（岡田 勇君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

正直なところ、端的に言いますと想定外です。あの道路につきましては平成7年に工事を行っております。実際ずれたところにつきましては、地山と盛り土と両方が混在するところがございます。

当初、設計の段階で、粘土質のきついところでしたので、ある一定の措置をしておかなきゃならないということで、前のブロックにつきましては、25センチ×50センチのブロックではなく1メートル×1メートルの大型ブロックを使用しています。盛り土についても、コンクリートを混ぜた改良を入れて路盤をつくっております。当初の工事設計の中ではその辺のところを十二分に対応されていたというように私は判断しております。

現地を見ていただきますと地層が確実に違うというのがわかりますし、きちんと路盤ができていながらも現地では確認できますので、今回、その周辺も聞きに回ったんですけども、確かに、和東断層と言われる部分ですね、この部分に関してはかなり地盤が弱いというのは判明していますし、白栖のほうでは地すべり地帯、園区のほうも地すべり地帯ということは、京都府のほうでも地すべり地帯ということで指定を受けているところもがございます。その中間部分であるというのが現実です。その辺で地下水位も含めて、今回の状況が発生したのではないかということで、調査段階ですので、どこまで水が起因したのか等もう少し調査の結果が出ないと判断しにくい部分もありますので、その辺については調査を待ちたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（岡田 勇君）

6番、岡本議員。

○6番（岡本正意君）

基本的になかなか想定しにくかったという話なんですけども、それだけに今後いろ

いろとそういったことも起こり得ることもありますので、ぜひまた地域の町道とか一定点検等を強めていただきたいというふうに思います。

それと、最後に、今回のそういった崩土でそこが長期に通行動めになるということで、地域の方に大変ご不便いただいていると思うんですけども、それによって本来あそこを真っすぐ行けたところが回り道といったら変ですけども、舟尾のほうであるとか、また逆のほうであるとか、一定、車の流れが変わっている部分もあると思います。

特に舟尾については大変道幅も狭いところがありますので、今回の通行動め等による回り道の関係で、一定、その辺の交通関係の安全対策等についてもぜひご配慮いただきたいのと、あと、実際、半年ぐらい調査等に係るということですけども、見通しとして一定復旧するというか、また再び開通するというところではどの程度お考えか、その辺、答弁いただきたいと思います。

○議長（岡田 勇君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

お答えいたします。

現在のところで過去の経験からの判断でございます。基本的に半年ぐらいの調査がかかるということで、工事につきましては、また議会の承認をいただかなければならないような金額になると思います。あわせまして、来年のこのぐらいの時期までは通れないということで今のところは判断しております。

ただ、地元と調整しまして、今のところ、先ほど岡本議員が言われました旧道を使う迂回路と、それから上へ回っていただいて、別所の観音さんと言われるバイパスの終点に出ていただく方法、それとあわせまして、和東宇治田原線、旧府道をおりていただいて和東大橋に出ていただくという三つの方向で、迂回路ということでお願いをしております。

地元の住民さんプラスアルファでかなりご不便を来しておるんですけども、ご理解

とご協力のほうをお願いしたいと思います。

○議長（岡田 勇君）

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

承認第9号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度和東町一般会計補正予算（第2号専決））は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、承認第9号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度和東町一般会計補正予算（第2号専決））は、原案のとおり承認されました。

日程第8、議案第33号（仮称）お茶の駅和東（グリーンティ和東）整備工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

議案第33号の提案理由を申し上げます。

（仮称）お茶の駅和東（グリーンティ和東）整備工事の請負契約金額が5,000万円を超えましたので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めたいため提案させていただいた次第であります。

ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（岡田 勇君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

それでは、議案第33号の説明をさせていただきます。

議案書をお開きください。

議案第33号

(仮称) お茶の駅和東 (グリーンティ和東) 整備工事請負契

約の締結について

平成30年8月20日に一般競争入札に付した、(仮称) お茶の駅和東 (グリーンティ和東) 整備工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

記

1. 事業名 和東町茶業のリノベーション創造事業
2. 工事名 (仮称) お茶の駅和東 (グリーンティ和東) 整備工事
3. 工事場所 京都府相楽郡和東町大字白栖地内
4. 契約金額 5,400万円
(うち消費税相当額400万円)
5. 契約の相手方 京都府相楽郡和東町大字別所小字中山12-1
株式会社山喜建設
代表取締役 田中啓太
6. 契約の方法 地方自治法第234条の規定による一般競争入札
7. 工期 議会の議決を得た日の翌日から平成31年3月15日まで
8. 支出科目 和東町一般会計
(款) 05 農林業費
(款) 01 農業費
(目) 06 農業施設管理費
(節) 15 工事請負費

平成30年9月11日提出

1枚めくっていただきまして、No.33で概要説明させていただきたいと思えます。

(仮称)お茶の駅和東(グリーンティ和東)整備工事概要です。

1 工事内事業費

増築建築工事(店舗及び玄関増設工事)

改修建築工事(ホール及び便所改修(多用途トイレ新設)、屋根葺きかえ、外壁葺きかえ、樋取りかえ)

公共下水道接続工事

2 内訳事業費(比率案分)ということで万単位で丸めております。よろしく願います。

建築主体工事 一式で3,946万円

電気設備工事 一式で255万円

機械設備工事 一式で1,199万円

請負率 99.1%でございました。

今回の入札参加者につきまして、一般競争入札で4社の入札がございまして、この表のとおりでございます。

1番の株式会社山喜建設が5,000万円で落札ということでございます。

4 税抜予定価格が5,045万円

5 税抜最低制限価格が4,530万4,000円ということでございます。

A3の図面を2枚つけさせていただいております。2枚ございますが、一番上のほうが立面図ですが、平面図のほうをさきに説明させていただいたほうがわかりやすいかと思えますので、1枚めくっていただきまして、平面図のほうで説明させていただきます。

左の図面が1階部分でございます。図面の右側のほうが2階部分でございます、

斜線部分がさわらないところがございますので、左側の1階部分を中心にご説明させていただきます。

左側の上部、女子便所ということになっております。この部分につきましては、現在の男子便所と女子便所を合わせて女子便所とさせていただきます。

そして、その横に多目的トイレを新設させていただきます。

その下段、男便所となっておりますが、これは現在物置になっているところがございます。そこを改修いたしまして男子便所ということでございます。

この部分につきましては、またトイレ、流し等の排水は公共下水道に接続するというところでございます。

その下のポーチ、風除湿、玄関という形で流れておりますが、ポーチにつきましては、屋根つきでございますが、枠はございません。雨とか降ってございましたら、この屋根つきのポーチのところで傘なりを閉じていただきまして、風除湿に入るのに1枚扉がございます。

この風除湿に入ってくださいまして、開き扉になっておりますが、玄関の方向、また右手のほうに障害者用の案内のパネルがございますけども、2枚扉ということで入っていただいて、直進で玄関、右に曲がっていただいて店舗ということでございます。その店舗につきましては、現在のホールから5メートルほど駐車場側に増設いたしまして店舗という形で考えております。

次に、戻っていただきまして、立面図でご説明させていただきます。

外観といたしましては、お茶 ですので、和を意識した外観でございます。

左側の一番上に木目調でアルミでございますが、格子戸をつけております。

また、右側の増設の売り場につきましては、木目調の杉の腰板を配置いたしました。

また、一番この図の下側にAからGまでの符号がついております。これにつきましては、現在の仕上げの部分の部材、それと右側が改修仕上げの部分ということでございまして、先ほど言いました格子の部分と腰板ですね、それと増設の部分という形で

立面図に反映させていただいておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○議長（岡田 勇君）

これから質疑を行います。

6番、岡本議員。

○6番（岡本正意君）

まず、今回の改修の内容に入る前に1点だけ確認だけしておきたいんですけども、今回改修によりまして店舗を拡大するということもありますので、今現在、和東茶カフェとして店舗を構えておられた部分について、テラス和豆香のほうに店舗を仮設的に移動するというので以前に説明もあったんですけども、その辺はもう既に終わられているのでしょうか。

○議長（岡田 勇君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

はい、お答えさせていただきます。

この9月2日、3日、3日の日は台風があったんですけど、2日間で店舗の移転は終了していただきまして、現在そちらのほうで営業していただいているという状況でございます。

○議長（岡田 勇君）

6番、岡本議員。

○6番（岡本正意君）

その上でですね、先ほど町長の一般質問の答弁にもありましたように、いわゆるテラスのほうにつきましては、一般的にいろんな交流事業であるとか、住民の方等が借りられて利用するというので開放されてきました。そういう点では、いわゆる店舗がそこに当面の間移って、そこで営業されるとなりますと、その部分について利用で

きないということも考えられると思うんですけども、その辺はどのように扱っておられるのか。

また、いわゆる一般住民的に既に借りておられたりとか、そういったものについての対応というのはされたのかどうか、それだけお願いしたいと思います。

○議長（岡田 勇君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

お答えさせていただきます。

あちらのほうで交流施設ということで、前に使っていたいただいた四つほどの組織が入っておられますけど、その部分についてそのまま利用していただいております。

ただ、こちらのホールの方とそれから厨房ですね、そちらの方につきましては、こういった形で店舗の形態をとらせていただいております。

また、本町につきましては、看板にも上がるように、和東茶カフェということで、お客様がそこを目指して来ていただくこともございますので、というところで、店舗をどちらに設置するかということにつきましては、そこしかなかったというところがございます。

ほかのご利用者につきましては、本町としても半年間閉鎖するというところでございますので、和東町の所有しております公共施設、また社会福祉協議会に委託してあります社会福祉センターといったところで、申しわけないんですけども、当分の間、代替えというんでしょうか、利用していただくということでお願いするしかございませんので、そのあたりでご理解いただいているかと思っております。

○議長（岡田 勇君）

6番、岡本議員。

○6番（岡本正意君）

今回のことでテラスを代替的にカフェの部分について営業せざるを得ないというこ

とは理解はしているんですけども、ただ、やはり一方で、一般的にそういう交流できる施設として開放されていた、一般的にもそういうふうに使われていたという中でいますと、いわゆる行政というか、その辺の都合でそこを一時期閉鎖するわけですから、ですから、そこら辺の既に借りておられた方にちゃんとその辺を旨を伝えて、借りれなくなったんでほかでお願いしますとかいうような、それからまた、これから借りようかなと思った方に対しても、今はそういう状況なので、いついつまでは借りれませんというようなことをしっかり周知することが、やっぱり公共施設として必要なことだと思いますので、そこは抜かりなく、迷惑がかからないようにしていただきたいというふうに思うんです。

その上で、今回、増築建築工事ですね、それから改修建築工事、公共下水道ということで、大きくは三つの分野で改修が行われるわけですけども、全体のいわゆる工事が5,000万円少しということですけども、このあたり、工事内容のそれぞれの工事についてどの程度の予算が配分されるのか、その辺を説明いただけますか。

○議長（岡田 勇君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

済みません、今、予算というのはどういった形で。

○議長（岡田 勇君）

6番、岡本議員。

○6番（岡本正意君）

全体としては5,000万円ですけども、いわゆる店舗、玄関の増設工事にお幾らかかる予定なのかとか、下のホールとか便所改修、屋根葺きかえ云々、いろいろありますけども、その辺についてどの程度の予算がそれぞれかかるようになっているということです。

○議長（岡田 勇君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

そこまでいきますと設計書の仕分け内部になってきますので、かなり厳しいところでございます。

建築工事全体につきまして、屋根であったり、壁であったり含んでいるところもございませう。

また、改修工事の部分につきましては概要説明をいたしましたように、ホール、便所ということで含んでおりますので、今、岡本議員がご質問されたところでの部分に対しては設計書内の部分になるかと思っておりますので、金額をご説明するというのは難しいという状況でございます。

○議長（岡田 勇君）

6番、岡本議員。

○6番（岡本正意君）

基本的にですね、ここに具体的にこういうことを工事しますというふうに書いてあるわけですから、それはそれぞれどの程度かかる予定なのかということは、当然やはりわからないといけないと思うんですよね。特に今はいいですけども、そこはやはりちゃんと準備していただきたかったというふうに思うんです。

その上でですね、今回の工事そのものは、トイレの関係とかホールの関係であるとかですね、一定必要な工事というふうに思いますし、この工事のことについては特に反対するものではないんですけども、ただ、ちょっとお聞きしておきたいのは、今回、タイトルが（仮称）お茶の駅和東（グリンティ和東）整備工事概要というようになってますけども、もともとこれはグリンティ和東なんですけども、お茶の駅和東に改称されるということですか。

いわゆる条例でこのグリンティ和東というのは、設置及び管理に関する条例というのがありまして、一応、その条例によってグリンティ和東というのは設置されている

んですね。一定の設置目的というものがあまして、和東町における農業振興の拠点として住民が広く交流し、本町農村文化の向上と活性化を図るためグリーンティ和東を設置するというふうな設置目的を持って、昭和61年10月11日にこの条例が設置されたということなんですけど、そういう意味では、今回、突然去年ぐらいからお茶の駅みたいな構想が出てきてですよ、このグリーンティをお茶の駅だというふうに、ここは仮称ですけどね、いうふうに名づけられて改修もすると。いわゆるグリーンティとして、施設として、例えばトイレの改修等は私は必要だと思っていますから、この工事そのものに反対しているものじゃないけども、ただ、やはりグリーンティ和東というふうになんと長い間、この間、和東茶カフェが入ったりとか、いろんな変化はあったにしても、一定の目的を持って管理されてきた施設ですから、今回、こういう違う名前前で工事をされるというふうな形で提案されているんですけども、じゃあ、グリーンティ和東というのは改称して、お茶の駅和東として、これができた暁にはされるということですか。

○議長（岡田 勇君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

はい、お答えさせていただきます。

地方創生関係事業ということで、茶業のリノベーション事業、またグリーンティ周辺につきましましては、茶源郷エリアということで、交流文化という形で、今、位置づけしながらいろいろな形で開発、駐車場の整備とかいうような形でさせていただいております。

現在、和東町はグリーンティ和東ということであの部分を設置させていただいておりますが、今後、完成した時点で、条例の改正をしながら、名称も変えていくかもしれないというようなところを含んでいただけたらというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（岡田 勇君）

町長、補足説明ありませんか。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

基本的に、今、課長のほうで答弁ありますが、このお茶の駅というのは、これは一つの大きなエリアの話であります。

今現在、グリーンティ和東というのは条例上、今、生きております。

あと、この利用目的をもう少し明快にしていく必要があるのかなと。いわゆる農業振興の拠点というのが目的になっておりますが、今度は農業振興の一つを6次化推進の拠点とか、農業の6次化産業の推進、こういうことから、一定整理をしていく面があります。

必要によっては条例改正がありますが、基本的に現在生きておりますのは、グリーンティ和東であります。このグリーンティ和東という施設が（仮称）お茶の駅構想の中核的な組織であるということで、これ一つを持ってお茶の駅と、こういうことでは申し上げておりませんので、これ一つでお茶の駅ではないわけで、あのエリア全て和東町全域に近いと言ってもいいほどのお茶の駅構想を広げております。そういうようなお茶の構想である。これは事業名であるのと、グリーンティ和東は条例上の施設の名前であるのはまだ変わりはない。今後、今、課長が言いましたように、検討はしていきますが、現在そういう方向で考えております。

○議長（岡田 勇君）

6番、岡本議員。

○6番（岡本正意君）

そうなりますとね、いわゆるお茶の駅和東というのは基本的に構想の名前だということでしょう。要は、ここを拠点にして周りのこれから牽引事業等で近くのあいているところなんかを、この前、提案された事業でもっていろんな事業を展開されるであろ

うということを含めて、お茶の駅構想ということだと説明を受けておりますけどね、その構想の名前をこの施設につけるといことですか、お茶の駅和東いうふうに。施設のグリーンティといったら、条例上で位置づけられた名称としてもそういうふうに看板も出している、そういうような施設というものに、構想名をお茶の駅和東というようなことを看板を掲げてやるなんていうことは私は聞いたことがありません。

私が言いたいのはね、お茶の駅和東構想というのは、この前も言いましたけども、どれだけ住民的な議論があつてですよ、そういうものが認知されて進められてきたんかということなんですよ。

うがった見方をすれば、昨年、そういった牽引事業というものを国の認可を受けんがために、要は急遽こういったものを具体化していったというようなことも私はちょっと考えたりはするんですけどもね、そういう意味では、大変つけ焼き刃的な、どこまで考えてこういうことをやられようとしているのかという意味で、大変、私は疑問を持っているんです。

やはり公共施設というのは一定の目的を持って歴史的に整備されてきたものがありますし、先ほどいわゆる条例の中にある設置目的に農業振興の拠点としてということが書いてあるけども、今、町長は6次産業の云々というようなことなんかはどうこうというお話をされて、変更も必要かもしれないという曖昧な話をされていたわけですけど、そう言ったら、全くこの施設の方向性というものも今の段階で曖昧なことしか言えないのに、そういう構想と改修だけはどんどん進んでいくというのはですね、私は大変どうなのかなというふうに思っておるんです。

これは体験交流センターだって同じことです。

だから、本来果たすべき施設としての役割というのが一体どうであったのかということなんかをちゃんと総括して、それがもし今の時代とかいろんな要請に答えられないというようなことで、役割も目的も変更していきますと、そういう中でこういう改修もあるんですというようなことがあるんであればもう少しわかる話なんですけども、

さっきの一般質問でもありましたけど、茶源郷という名前さえつけば国から補助金がどんどんひっぱって来れると。そういうようなことも含めて、したたかにやっていたんだという話をされてましたよね。したたかは結構だけど、そのときそのときのいわゆる補助金をつねんがために、その場その場の場的な場当たりのにこういう名前をつけてみたりとかいうのも私はどうかなと思うんですよね。

条例改正もされてないのにグリンティ和東という公にもちゃんと公表している、そういうような施設にこういう構想名をつけるなんていうことは聞いたことがないです。そういう意味でも、どこまで考えた構想なのかという点で私は大変疑問を感じているんですよ。

いわゆるこの工事の中身部分については、グリンティ和東としても必要だから、特にこれに反対はしないけども、今後ちゃんとそういうことを深く考えて、今までかかわっておられる方、当事者の方も含めてちゃんと議論して、今後の施設の方向性を私は検討いただきたいなと思いますので、その辺だけ答弁いただけますか。

○議長（岡田 勇君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

先ほど答弁の中で急いだ答弁になってしまって、今、岡本議員が言われますように、今までグリンティ和東として条例上、進めてまいりました。議員の皆さんもご案内のとおり、今、拠点的にいろんな農業の団体だけではなく、和東町の農業振興を図る上における拠点になってきております。一つは6次化産業というのがあります。観光の受け入れもあります。そして、これはいろんな雇用の創出の場でも図ってまいりました。そういうことを踏まえて、今日的な課題を進めていこうということになれば、今、岡本議員が言われるとおりなんですけど、一応、そういう総括に立ってあそこあります。

例えば、観光で来られる場合に、小さなトイレが二つありましたけども、やはりこ

れをもう少し大きくしていかないと、今日的に和東町に訪れる皆さんに応えられない。こういうことから、トイレも中心に大きく変えさせていただきました。

そして、6次化振興するということであればですね、その拠点としてエリアも広めていかなきゃならない。

それとあわせて、今まで会議とか、本当にそういう中心の中で当初は建てられたのかなと思いますが、お客さんを迎えますと、中心的になってまいりますと、木造を使ってもう少しそういった感じが出るような感じが必要だねと、こういうことを踏まえながら今回やらせていただいたと。

そして、それと合わせてですね、グ린ティ和東というのは、今、岡本議員も言われるように、条例上の問題だと。その条例上のグ린ティ工事の整備の改修工事をこへつけさせていただきましたけども、現在、あの地域一帯を中心として、別に和東町のお茶の駅という形で進めていくときに、この中核的になり得たらもう少しリードできるのかなと、こんな思いをつけさせていただきました。

つけること自体は、今、岡本議員が言われるように、もう少し私たちがきちっとしていったらいいのか知りませんが、その事業の方向としては、やっぱりこういう方向で入れていきますよと、またこの中核的な役割としてリードしてますよということも住民にも訴えることができるのかなと、こんな思いもいたしております。

おかしいかおかしくないかということじゃなしに、こういうことの事業そのものの方向性をきちっと示していけるという意味では、こういう付記をつけるというのも一つの方法で、こういう例であるというふうに私も認識しておりますので、そういった点でご理解をひとつよろしくお願ひしたいと思います。

確かに、先ほどの説明では少し足りないところ、いわゆる総括はしてないということで、総括をした上での話だということでご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（岡田 勇君）

4番、井上議員。

○4番（井上武津男君）

私のほうからは、先ほど仮店舗をテラス和東のほうに移動されたというふうに聞いてますけれども、駐車場のほうはどのようにお考えになっているのでしょうか。

○議長（岡田 勇君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

はい、お答えさせていただきます。

駐車場につきましては、運動公園の奥側にテニスコートを茶源郷まつりでも駐車場として使っておるんですけども、その部分。それから、運動公園の周りにも駐車場はございます。そちらのほうにとめていただくという方向で考えております。

○議長（岡田 勇君）

4番、井上議員。

○4番（井上武津男君）

それと、今、お茶の駅構想のことでお伺いしていたんですけども、このことでは、やっぱりテラス和豆香も含めてお茶の駅構想という形で考えておられるんですよね、結局は。

グリーンティ和東、テラス和豆香も含めてお茶の駅構想という形でされているわけですか。

○議長（岡田 勇君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

お答えをさせていただきたいと思います。

お茶の駅ということになるから、コアな施設をイメージするわけなんですけど、和東町のお茶の駅構想というのはエリアを示させてさせていただいております。エリアと

というのは、あそこを中核ということですから、関連するところは全部広げていきたい。できれば、和東町の民間でも事業者がたくさんおられます。これから事業をやっ
ていかれるというところには、こういったお茶の駅構想の中に触れてやっていただけ
る要素ということで、広く拡大をして考えているということでご理解いただきたいと
思います。

小さく考えるんじゃなしに、和東町全体としてオーバーになります。それぐらい
の気持ちでエリアというのを考えております。だから、ここからここだけというよう
な考えじゃなしに、和東町を中心に、お茶中心の振興策を図っていこうという、そし
て、そんな思いを持っておられる民間の方をご支援していこうと、こういう思いです。

○議長（岡田 勇君）

5番、岡田議員。

○5番（岡田泰正君）

私も豊かな情報を持っているわけじゃないんですけど、店舗の件で1件お伺いし
たいと思うんですが、最初はお茶の店舗につきましては、和東町のアンテナショップ
というような一つの方向づけでスタートをされたように認識をしております。それか
ら、地域の方々のいろんな形で応援をいただいて、今は50軒余りの方が出店されて、
相当な売り上げを毎年伸ばしてきておられます。

今は間借りみたいな形でお貸しをして、その中で個人が利益を得ておるといふ
な形であろうかと思うんですけども、この際、リニューアルするに当たって、こうい
う一つの団体というふうな形をとらまえて、新たに和東町とそういう人たちの契約と
いうんですか、間借り契約、そういった形をこの際、考えていくべきじゃないかと私
は思うんですけども、その点についてご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（岡田 勇君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えいたします。

当時、グリーンティを建てたころ、そしてやっぱり農家が元気になる第一には、6次産業でありました。農家の方が立ち上がっていくということの促進をやっていこうということで、その当時、場所もないと。そういうことが6次振興の拠点ということで、今、言われましたように、農家全てで立ち上がっていただいで進めてまいりました。

そうしますと、そのときに農家、そして商売屋さんも入っていただいて、和東茶カフェ運営協議会という協議会をして、そしてやってまいりました。

ところが、これをもっと積極的にやっていこうということになれば、やっぱり今、岡田議員が言われてますように、きちっとした団体を持っていかないとこれはやっていけないだろうと。そういうことで多く発展しまして、今、社団法人エントランスですか、そういう名前の社団法人ができました。この社団法人はあくまでも財団法人と一緒に、社団法人ですから利益の追及はしておりません。もし、利益が出るとしたら、町に渡してもらわなきゃならない。だから、そういうところで今後運営していただくということで、きちっとしていこうと。

先ほど岡本議員の質問にありましたように、そういうことも総括しながら、今後、必要性があるならばそういったことも含めて、きちっとその使用も含めて、次の段階でわかりやすくしていくというのも大きな課題として受けとめております。

だから、相手は社団法人エントランス、今までは運営協議会ということでありましたけども、今度は社団法人と町の関係とか、そういう形をきちっととっていく、先ほどからありましたように、でき上がった時点で、この条例上のこういったものも必要なのかなと思っております。場合によっては指定管理という制度も入れる条例改正ということも今のところ見込んでおります。これについてはもう少し詳しくさらに煮詰めてまいりたい。煮詰めた上で条例改正の時点のときにお諮りをすると、こういうことにさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（岡田 勇君）

5番、岡田議員。

○5番（岡田泰正君）

今、ご答弁いただきましたように、私もそのように実感をしております。やはり一つのことを始めるのには機会というものが非常に重要になっております。この機会というものを逃がしては、また、だらだらだらっと数年がたっていくと。あのときは何だったんだというような形になってきますので、これはちょうど私は整備工事をからめていい機会だと思いますので、そこは私、先ほども私、一般質問しましたように、自主性と主体性を持って積極的に取り組んでいただきたいと、このように思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（岡田 勇君）

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第第33号、（仮称）お茶の駅和東（グリーンティ和東）整備工事請負契約の締結について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第33号（仮称）お茶の駅和東（グリーンティ和東）整備工事請負契約の締結については、原案のとおり承認されました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

なお、先ほど設置されました決算特別委員会は、来る9月13日午前9時30分から本議場で開会いたしますので、ご参集くださるよう通知いたします。

本日はご苦労さまでした。

午後4時50分 散会

上記議事録は、その内容を正確にして事実と相違なきことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によって署名する。

平成 30 年 11 月 28 日

和東町議会議長 岡 田 勇

署名者

和東町議会議員 畑 武 志

〃

和東町議会議員 竹 内 きみ代